

令和7年度 第12回理事会

日 時：令和8年3月6日（金）15:30～

場 所：森林総合研究所（つくば市）特別会議室

I. 議 題

1. 令和8年度計画の届出について（非公表） [企画・総務・森林保険担当理事]
2. 令和8年度会計監査人の選出について（案）（非公表） [監査室]
3. 国立研究開発法人森林研究・整備機構組織及び事務分掌規程の一部改正について（案）（非公表） [総務部]
4. 「国立研究開発法人森林研究・整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（「機構実施計画」）の見直しについて [総務部]

II. 報 告

1. 第6期中長期目標の指示及び第6期中長期計画の認可申請について [総合調整室]
2. 森林総合研究所等における研究職員の採用について（非公表） [企画部]
3. 令和8年度における森林整備センターの職員採用について（非公表） [森林整備センター]
4. 森林整備センターの業務運営について（課題と対応方針）（非公表） [森林整備センター]
5. 令和7年度 第2回 森林保険センター統合リスク管理委員会 審議概要について（非公表） [森林保険センター]
6. 森林保険審査の第三者委員会審査概要 [森林保険センター]

III. その他

1. 今後の主な会議・行事予定について
2. 主要行事
3. 森林総合研究所が広報普及した主な研究成果等について

「国立研究開発法人森林研究・整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（「機構実施計画」）の見直しについて

1 経緯

地球温暖化対策推進法等に基づき、令和7年2月に、「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」の策定等が行われ、農林水産省においては、令和7年4月に「農林水産省地球温暖化対策計画」、令和7年9月に「農林水産省実施計画」の改定が行われたところである。

これらを踏まえ、「国立研究開発法人森林研究・整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（以下「機構実施計画」という。）の見直しを行う。

2 見直しの内容について

「機構実施計画」の見直しの主な内容は以下のとおり。

- ・温室効果ガスの削減目標など「政府実行計画」の見直し内容を反映した。
- ・第6期中長期目標第6の1の（7）及び同中長期計画第5の（6）の中で示されている「環境目標及び実施計画」については、「機構実施計画」をもって充てることとし、その旨を「機構実施計画」の中に記載した。
- ・建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施において、機構独自の目標として、木材や木材製品等の利用による木材使用量を把握するとともに、それに伴う炭素貯蔵量を算定すること等により、木材利用の効果を明らかにすることを追加した。
- ・電動車の導入においては、「車種の検討に当たっては、現場における安全等の観点も十分に吟味する。」を追加した。

なお、令和8年2月26日の「令和7年度第2回環境委員会」において、本件見直し案について、審議、了承された。

詳細は別紙のとおり

国立研究開発法人森林研究・整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画

－ 環境目標及び実施計画 －（案）

令和8年3月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林機構」という。）は「森林研究・整備機構環境配慮基本方針」（以下「機構配慮方針」という。）に沿って、日頃の業務の中で積極的に省エネや木材利用に取り組み、環境に配慮し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて努力している。

また、森林機構の業務は、それ自体が、わが国の地球環境戦略と密接に関わっている。研究開発業務においては、環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発、森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発、多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種を行うことにより、地球環境の保全や脱炭素社会のための基礎となる研究を行っている。水源林造成業務は、水源林の整備を通じて二酸化炭素の吸収を含む森林の公益的機能を確保し、国土保全の重要な役割を担っている。森林保険業務は、気象害等の被害を受けた森林所有者に対し、保険金の支払いを通じて森林経営を支援するもので、森林災害に対するセーフティネットとしての役割を果たしている。

「2050年カーボンニュートラル」が基本理念として位置付けられた地球温暖化対策推進法（平成10年法律第117号）及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」（平成27年12月22日地球温暖化対策推進本部決定）に基づき「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）が策定された。

「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日閣議決定）においては、2050年目標と総合的で野心的な目標として、我が国は、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととしている。また、世界全体での1.5°C目標と総合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、我が国は、2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すこととしている。

これを受け、森林機構では「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年2月18日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）を踏まえて、「国立研究開発法人森林研究・整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（以下「機構実施計画」という。）を以下のとおり定める。

なお、国立研究開発法人森林研究・整備機構第6期中長期目標第6の1の（7）及び同中長期計画第5の（6）中の「環境目標及び実施計画」については、機構実施計画をもって充

てる。

第一 実施計画の対象となる事務及び事業

対象となる事務及び事業は、原則として、森林機構が行うすべての事務及び事業とする。

第二 実施計画の期間

機構実施計画は、制定日から 2040 年度までの期間を対象とする。

第三 温室効果ガスの総排出量に関する目標

機構実施計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、森林機構の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することを目標とする。この達成に資するため、総エネルギー使用量を 2030 年度までに 17%削減、2035 年度までに 22%削減、2040 年度までに 27%削減する。

第四 措置の内容

1 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

森林機構が保有する建築物及び土地について、太陽光等再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施するため、以下の措置を進める。

(1) 太陽光発電の最大限の導入

森林機構が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備が設置され 2040 年度には 100%設置されることを目指す。その際、必要に応じ、PPA モデル¹の活用も検討する。

¹PPA モデル：事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料を PPA 事業者に支払うビジネスモデル等を想定している。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しない訳ではないことに留意が必要。

ア 森林機構が新築する建築物における整備

森林機構が新築する建築物について、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

イ 森林機構が保有する既存の建築物及び土地における整備

森林機構が保有する既存の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き²、

太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

² 早期の売却を予定している土地、当該土地の用途から太陽光発電設備の設置が明らかに困難な場合など、設置可能性について検討を行うまでもなく設置が困難であることが明らかな場合をいう。

ウ 整備計画の策定

森林機構は、これまでの整備計画の達成状況と今後の建物等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則としてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

(2) ペロブスカイト太陽電池の率先導入

今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となることから、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえ、保有する建築物等への導入を目指す。

(3) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する。

また、地域や用地を問わず利用可能な地中熱や太陽熱、循環型社会の形成に貢献するバイオマス熱、積雪地域に無尽蔵に存在する雪氷熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

2 建築物の建築、管理等に当たっての取組

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成 6 年 12 月 15 日建設省告示第 2379 号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成 17 年 5 月 27 日国土交通省告示第 551 号）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という）等の適切な実施を踏まえつつ、以下の措置を進める。

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

ア 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。

イ 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 Z E B Oriented 相当³以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で Z E B Ready 相当となることを目指す。⁴また、2030 年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

³ZEB Oriented 相当：建築物の規模の大小によらず、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量について、用途に応じてそれぞれ次の値を満たすものとする。

- ・ホテル、病院、百貨店、飲食店、集会所等：現行の省エネ基準値から 30%削減 (BEI=0.7)
- ・事務所、学校、工場等：現行の省エネ基準値から 40%削減 (BEI=0.6)

⁴ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)：50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』(100%以上削減)、②Nearly ZEB (75%以上 100%未満削減)、③ZEB Ready (再生可能エネルギー導入なし)と定義しており、また、30~40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち 1 万 m²以上のものを④ZEB Oriented と定義している。

ウ 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努める。また、増改築のみならず、大規模改修時においても、建築物省エネ法に適合するよう、省エネルギー性能向上のための措置を講ずる。

エ 建物に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。

オ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器について、性能の低下などの異常の認められる段階に至る前に冷媒の漏えいを発見することによって、余分な電力消費や温室効果ガス排出を削減する効果がある常時監視システムの率先的な導入に努める。

カ 気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、建物内における適切な室温管理⁵を図る。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環、服装の工夫 (クールビズ、ウォームビズ) など、省エネルギー行動も併せて実践する。

⁵人事院規則 10-4 (職員の保健及び安全保持) (昭和 48 年人事院規則 10-4) 及び事務所衛生基準規則 (昭和 47 年労働省令第 43 号) において、執務室の気温等に関する基準が示されていることに留意が必要。

キ 建築物の規模・用途等を踏まえ、省エネルギーに資する燃料電池やコージェネレーションを積極的に導入する。

ク 温室効果ガスの更なる削減に向けて、燃料使用量削減に資する省エネルギー等の取組を進めるとともに、建物内における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化や、カーボンニュートラルな燃料へ転換すること等の取組を進める。

ケ 設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

コ 森林機構において、大規模な建物から順次、その建物等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施

設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画し、実施する。その際、E S C O⁶の活用を検討する。

⁶ 事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業。

サ エネルギー管理の徹底を図るため、大規模な建物を中心に、中央監視装置等を活用すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、節電の意識向上を図る。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

ア 建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体（廃棄段階を含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。

(ア) 温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等を選択する。

(イ) 建築資材や建設廃棄物等について、温室効果ガスの排出削減等に資する方法での輸送に努める。

(ウ) 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。

(エ) H F Cを使用しない断熱材の利用を促進する。

(オ) 業務用エアコンの冷媒に用いられているH F Cについて、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時にH F Cを適切に回収する。

(カ) 建設廃棄物の抑制を図る。

(キ) 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、建物等における木材の利用に努め、併せて木材製品の利用促進、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める。また、木材や木材製品等の利用による木材使用量を把握するとともに、それに伴う炭素貯蔵量を算定すること等により、木材利用の効果を明らかにする。

イ 雨水利用・排水再利用設備の活用、漏水検査の実施及び水量調節弁の調節等により、水の有効利用を図る。（上水使用量を2030年度までに2013年度比17%削減することを目標とする。）

ウ 脱炭素社会の実現に資する等のための「建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）に基づき、公共建築物について、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則として全て木造化を図り、また、高層・低層に関わらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進する。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の基本方針に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に則して合

法性が確認された木材又は間伐材（以下「合法木材等」という。）での木造化及び内装等の木質化に取り組む。

さらに、公共土木工事の実施に当たっては、合法木材等を利用した工事を積極的に推進する。

これらの取組は、「農林水産省木材利用推進計画」（平成 22 年 12 月策定、令和 4 年 4 月最終改定）に基づき、森林機構が率先して推進する。

エ 敷地内の緑化や保水性舗装を整備し、適切な散水に努める。

(3) 新しい技術の率先的導入など 2050 年ネット・ゼロを見据えた取組

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

3 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）に基づく環境物品等の調達等を適切に実施し、利用可能な場合には、共同調達の実施や、シェアリング・サブスクリプションなどのサービスの活用も検討しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の削減等に配慮し、以下の措置を進める。

なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に掲げる特定調達物品の調達率 100%を目標とする。

(1) 電動車の導入

森林機構の事業用車については、代替可能な電動車⁷がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する事業用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。なお、車種の検討に当たっては、現場における安全等の観点も十分に吟味する。

また、事業用車等の効率的利用等を図るとともに、事業用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

⁷ 電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車。

(2) LED照明の導入

既存設備を含めた森林機構全体の LED照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とす

る。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯すること等によりエネルギー使用量の抑制を図る。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

ア 2030年度までに森林機構で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。なお、この目標(60%)を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。

イ 2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

ア エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のOA機器及び、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。

イ 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

(5) GX製品⁸の率先調達

GX製品が従来製品に比べて市場で高く評価され、市場で選ばれる環境整備が必要であることから、電動車の導入を始めとして、森林機構の事務及び事業における率先調達に取り組む。

⁸ここでは、企業の脱炭素投資によって生み出された製品単位の温室効果ガス排出削減量(自社内の排出量を削減した製品単位の排出削減量(削減実績量)や、自社の製品・サービスを通じて原材料調達から製造、使用、廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体で排出削減された製品単位の排出削減量(削減貢献量))のより大きいもの、ライフサイクル全体を通しての温室効果ガス排出量(カーボンフットプリント)のより小さいものについての価値に着目し、これらを総称することとする。

(6) その他

ア 自動車利用の抑制等

(ア) ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来所者の自動車利用の抑制・効率化に努める。

(イ) 通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を可能な限り選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース可能な製品およびリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。特にプラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、会議等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化等を行うとともに、両面印刷・コピー、2アップ印刷や裏紙利用等を行い、コピー用紙を2030年度までに2013年度比17%削減することを目標とする。

オ 再生紙の使用等

コピー用紙類や、トイレットペーパー等の紙類は、間伐材パルプ及び古紙パルプ配合率がより高いものを調達する。また、その他の紙類等（印刷物）については、合法木材等や再生紙を使用した紙又は森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率のより高い紙の使用を進める。

カ 合法木材等、再生品等の活用

合法木材等や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

特に合法木材等については、「農林水産省木材利用推進計画」に基づき、森林機構が率先して利用拡大に取り組む。

（ア）合法木材等を使用した紙製品の使用を進める。

（イ）紙製ファイル、鉛筆、ブックスタンド、ペンスタンド、絵筆、カードケース、額縁、ごみ箱及び名札（机上用、衣服取付型、首下型）については、合法木材等を使用した製品をそれぞれ優先的に選択する。

（ウ）事務機及び会議機については、合法木材等を使用した製品を優先的に選択する。

（エ）建物内の食堂等において割り箸を使用する際は、合法木材等を使用した製品の利用を呼びかける。

キ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

建物内の自動販売機の省エネルギー化を行い、オゾン層破壊物質及びHFCを使用し

ない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促す。

ク フロン類の排出の抑制

- (ア) 業務用ヒートポンプ給湯器、路面の融雪設備などについて、自然冷媒などの低GWP冷媒を使用する製品を率先して導入する。
- (イ) 施工不良を原因とする冷媒漏えいを確実に防止するため、冷媒にHFCを使用する業務用冷蔵冷凍機器・業務用エアコンの設置時には、冷媒配管について気密試験を実施する。
- (ウ) 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の管理に当たっては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、機器の点検や点検記録等の保存を行う。同法に基づいて1年間の使用時漏えい量を算定した上で、1000t（CO₂換算）を超えてしまった場合には農林水産大臣に報告をする。
- (エ) 点検記録等の保存に当たっては、冷媒管理システム（RAMS）を活用するなど、電子化に取り組むよう努める。
- (オ) 冷媒にHFCを使用する業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の廃棄時には、機器の撤去を委託した外部業者と調整して機器内の冷媒回収に必要な作業環境・作業時間を十分に確保の上、同法の基準にのっとり冷媒回収を徹底する。
- (カ) 建物等において、家庭用エアコンとして製造・販売されている製品を使用・廃棄する場合には、当該製品が特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の適用対象となることを踏まえて、同法にのっとり適切な回収が確実になされるように処理する。具体的には、買換え後の新しい製品を購入する小売業者などに廃棄する古い製品の引取りを依頼して、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しの交付を受ける。

ケ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていたSF₆について、回収・破壊等を行うよう努める。

コ CO₂吸収型コンクリートの活用

CO₂吸収型コンクリートについて、率先調達に努める。

4 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

ア 建物等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）、廃棄物の減量その他その適正な処理

に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和5年環境省告示第49号）等に則り3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の徹底を図り、サーキュラーエコノミー（循環経済）を総合的に推進する。

これらにより、廃棄物を2030年度までに2013年度比17%削減することを目標とする。

イ 建物等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月31日）に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、排出の抑制及びリサイクルを実施する。

ウ 特に、会議運営の庶務を外部業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月28日閣議決定）にのっとり、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

エ 食品ロスの削減に向け、食品ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を行う。

オ 事業所内支障木・剪定枝の資源利用、ゴミ分別の徹底、文具等購入時における再利用、分別しやすい製品の選定を行う。

(2) 森林の整備・保全の推進

水源林等において、適切な森林の整備や管理・保全等を実施し、中長期的な森林吸収量の確保を図る。

(3) 森林機構主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

森林機構が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用する。また、森林機構が後援等をするイベントについても、これらの取組が行われるよう促す。

(4) 森林機構の事務・事業における Scope 3 排出量⁹への配慮

森林機構の事務及び事業において、Scope 3 排出量へ配慮した取組を進めるとともに、その排出量の削減に努める。

⁹直接排出量（Scope 1）、エネルギー起源間接排出量（Scope 2）以外の組織のサプライチェーンにおける事業活動に関する間接的な温室効果ガス排出量。

5 ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

計画的な定時退所の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等の積極的な実施を図る。

(3) 「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)¹⁰を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

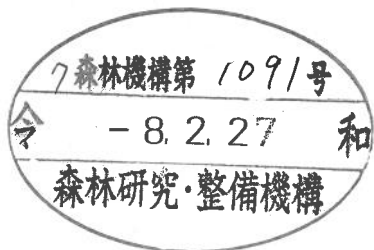
¹⁰ 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、国民の行動変容、ライフスタイル転換を後押しするための国民運動。

6 実施計画の実施状況の点検

機構実施計画については、その実施状況を毎年度、環境委員会等において確認するとともに、環境報告書等を通じて公表する

第6期中長期目標の指示及び第6期中長期計画の認可申請について

第6期中長期目標について、別紙1のとおり2月27日付けで農林水産大臣から指示があったので、これを受けて、第6期中長期計画について、別紙2のとおり3月2日付けで農林水産大臣あて認可申請したことを報告する。



(別紙 1)

農林水産省指令 7 林整研第319号

茨城県つくば市松の里 1 番地
国立研究開発法人森林研究・整備機構
理事長 浅野 透

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の4第1項の規定に基づき、国立研究開発法人森林研究・整備機構の達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）を別添のとおり定めたので、同項の規定により指示する。

令和 8 年 2 月 27 日

農林水産大臣 鈴木 憲和



令和8年2月27日

農 林 水 産 省

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 政策体系における森林研究・整備機構の位置付け及び同機構を取り巻く状況

(1) 法人の位置付け及び役割

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林機構」という。）は、120年にわたる試験研究の蓄積を有する、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、豊富な実績に基づく森林整備に係る知見や技術を有し、水源涵養上重要であるものの土地所有者の自助努力では適正な森林整備が見込めない土地において長期の分収林契約等の仕組みにより水源林の造成・管理を行う実施機関であり、さらに、火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補償する総合的な保険を運営する実施機関としての機能も併せ持つ独立行政法人である。

森林機構は、これらの異なる性質の事務・事業を包括する「研究開発法人」として、森林及び林業に関する試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布、水源を涵養するための森林の造成等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与し、もって林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に資することのほか、森林保険（森林保険法（昭和12年法律第25号）第2条第1項に規定する森林保険をいう。以下同じ。）を効率的かつ効果的に行うことを目的とし（国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）（以下「機構法」という。）第3条）、その目的を達成するため、①森林及び林業に関する試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習、②林木の優良な種苗の生産及び配布、③水源を涵養するための森林の造成、④森林保険等の業務を行うことと位置付けられている（機構法第13条）。

(2) 法人のこれまでの取組

森林機構の前身である国立研究開発法人森林総合研究所は、明治38（1905）年に改組創設された農商務省山林局林業試験所を母体とし、森林及び林業に関する総合的な研究等を通じ森林の保続培養を図り、林業技術の向上への寄与を目的に独立行政法人として、平成13（2001）年4月に設立された。その後、平成19（2007）年4月に独立行政法人林木育種センターと統合し、森林・林業・木材産業と林木育種に関する研究開発を実施する我が国唯一の中核的な試験研究機関となった。また、平成20（2008）年4月に独立行政法人緑資源機構が実施していた水源林造成事業等をその廃止法附則において当分の間、行うこととされ、平成27（2015）年4月には森林保険業務が政府から移管され、平成29（2017）年4月からは、水源林造成事業等を機構法において法定業務化するとともに「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改称し、その役割を果たしており、我が国の森林の有する公益的機能の発揮や林業・木材産業の持続的

かつ健全な発展に貢献してきた。

第5期中長期目標期間においては、研究開発業務における①環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発、②森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発、③多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種という3つの重点課題、水源林造成業務、森林保険業務等を一定の事業等のまとまりとして効率的なマネジメントを行いつつ、業務の総合的・効果的な実施に取り組んできた。

研究開発業務においては、課題の重点化や戦略的に研究を推進する拠点の設置などに取り組むことで効率性と有効性の向上を図った。①環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発では、国家インベントリ報告書の算定方法改定、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）における活動、放射性セシウムに関する研究による原子力災害被災地域における森林・林業の再生や国際森林研究機関連合（IUFRO）への貢献など、地球規模での課題解決に向け科学的エビデンスを提供した。②森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発では、産業界など幅広い関係機関と緊密に連携しながら、化石資源の代替として期待される高機能樹脂原料2-ピロン-4,6-ジカルボン酸を既報世界最高レベルの高収率で安定的に生産する技術の開発や、数々の木質系新素材の開発、世界初となる「木の酒」製造技術の開発など、従来の森林・林業・木材産業の枠を超えた新たな価値の創出及び社会実装を促進させた。③多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種では、国の重要施策に応じエリートツリー（特定母樹）由来の少花粉スギ品種を開発、加えて原種苗木増産技術を開発し、技術指導により特定母樹の原種苗木の配布割合を飛躍的に増加させた。

水源林造成業務においては、流域保全の観点から、水源涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域内に限定して計画的に森林造成を行うとともに、既契約地周辺の森林整備を推進した。また、無人航空機（UAV）によるレーザ計測など新しい技術の積極的な活用による現場実装、新たな販売手法の導入による木材供給円滑化の推進、シカ害防除マニュアルやモデル育成複層林の活用による地域への実践的な技術普及等に貢献した。

森林保険業務においては、保険契約者や業務委託先の手続を含む事務の簡素化・効率化、無人航空機（UAV）を活用した損害調査による保険金支払いの迅速化、災害リスクの高いI齢級等に重点を置いた加入促進活動に精力的に取り組んだ。

さらに、水源林造成業務を通じた特定苗木等の社会実装や、生物多様性保全へのニーズの高まりに対応した保持林業の現地実証、研究開発業務と森林保険業務のプロジェクトによる森林災害に係るリスク評価など、研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務の連携により、機構全体として、森林資源の循環利用の推進及び森林の公益的機能の発揮への寄与、山村の活性化（地方創生）、花粉発生源対策等、国の重要な政策や社会的ニーズに貢献した。

また、期間中に発生した甚大な災害においては、異なる業務を包括する法人としての強みを活かし、被害状況の調査やエビデンスに基づく情報発信、被災森林の早期復旧等に貢献したほか、災害予防、気象害等に対するセーフティネットとしての森林保

険など、各業務が有する能力を機動的に投じ、研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務という異なるアプローチで有機的に業務を遂行し、法人としての使命を果たした。

(3) 法人を取り巻く環境

我が国の森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、林産物の供給等の多面的機能を有しており、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に大きな役割を果たしている。また、森林は、我が国が有する貴重な再生可能資源であり、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動とも深く結びついている。こうした森林の恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、これを適正に整備し、保全することが重要である。

森林・林業の動向をみると、国産材の供給量は増加をしてはいるものの、森林・林業基本計画で定めた目標である 40 百万 m^3 （令和 7 年）を達成できていない状況にある。一方、我が国の人工林のうち 6 割が一般的に利用期に入るとされる 51 年生を既に過ぎている。木材産業・需要の動向を見ると、令和 3（2021）年の世界的な木材需要の高まりや国際的な物流におけるコンテナ不足により輸入木材が不足し、国産材への代替需要が高まった。建築用材等の木材自給率は年々増加し、令和 5（2023）年には 5 割を超えた。また、CLT や耐火部材等の構造部材や高付加価値な内装材等の技術開発により、中高層建築物や非住宅分野、リフォーム等での木材利用が進展をみせている一方、国産材のシェア拡大のチャンスを必ずしも十分に活かしきれていない状況も見られる。

また、山村では全国に先行して人口減少や高齢化が進行し、集落が無人化することにより森林・林地の放置の増加が課題となっている一方、自然豊かな山村への関心は高く、ウェルビーイングなど都市住民の潜在的ニーズに対応した森林空間利用等、従来の林産物供給サービスにとどまらない新たな価値創出の動きもみられる。

近年、気候変動により災害が激甚化・頻発化する中、国土保全機能への高い期待が寄せられており、森林の土砂流出防止機能・洪水緩和機能の維持・向上など引き続き国土強靱化を推進することが重要である。「パリ協定」や「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の採択等により、地球温暖化防止や生物多様性保全への社会的関心が高まるなか、令和 7（2025）年 2 月に改定された「地球温暖化対策計画」では、2040 年度の温室効果ガス削減目標として 2013 年度総排出量比 73%、森林吸収量については同比 5.1%を確保することとしており、中長期的な森林吸収量の確保や 2050 年ネット・ゼロの実現に向けた対策の推進も重要となっている。また、令和 5（2023）年 3 月に改定した「農林水産省生物多様性戦略」においても森林の整備・保全を通じた生物多様性の保全や生物多様性に配慮した林業と国内森林資源の活用を推進することとしているなど、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させることが求められている。

持続的な経営から生産される木材が社会から求められている中、川上側では確実な再生林や生物多様性・林地保全に配慮した森林整備、川中側では木材の価値を最大化する流通・加工、川下側では国産材の需要拡大の取組を進め、森林資源の循環利用や

山村振興を推進することが必要である。

林業従事者は現在 4.4 万人で、特に育林従事者の減少が著しい一方、若年者率や女性の割合は横ばいで推移している。

林業労働災害発生件数は年間 1 千件を超え、近年は横ばいで推移しているものの、依然として厳しい状況にある。木材加工工場においては人材不足の事業者が 7 割を超えるなど、人材の確保、省力化が課題である。労働安全を確保するとともに、遠隔操作・自動運転技術やデジタル技術の開発・実装が求められている。

林野庁では、これらの森林・林業・木材産業を取り巻く環境を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展という森林・林業基本法（昭和 39 年法律第 161 号）が掲げる基本理念を実現し、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図るため、政府が定める「森林・林業基本計画」について、これらの森林及び林業を巡る情勢の変化等を勘案し、令和 8（2026）年 6 月を目処に変更するための検討を進めているところである。

森林機構においては、国の政策や社会的要請に応じ、森林・林業基本計画が目指す我が国の森林・林業・木材産業の姿の実現に向けた課題解決に資する研究開発と森林の整備の実施や森林保険の実施等を通じ、我が国の森林の有する公益的機能の発揮や林業・木材産業の持続的かつ健全な発展、豊かで多様な森林の恵みを活かした循環型社会の形成や人類の持続可能な発展に貢献することが重要である。

また、令和 6（2024）年 3 月 29 日関係府省申合せ「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」が策定され、各法人の実情等に応じて機能強化に向けた取組を進め、中長期目標・中長期計画にこれらの申合せを反映させることとされたところである。

森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成、森林保険という性質の異なる 3 つの業務を包括する森林機構が、社会課題の解決に向け法人全体としての能力を最大限発揮するためには、様々な専門性を有する者が有機的に繋がって業務を遂行することができ、また、研究開発、水源林造成、森林保険という異なるアプローチで法人としての使命を果たしていくことができるという法人の強みをよりいっそう強固なものとし、その責務を果たしていく必要がある。このため、本部機能の強化や管理業務の集約化に向けた検討及び条件整備を進めるなど機能強化を図ることが重要である。

2 第 6 期中長期目標における森林機構の取組方針

令和 8 年度から始まる新たな中長期目標期間においては、森林・林業基本法、森林・林業基本計画等が目指す政策の方向を踏まえ、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成、森林保険という性質の異なる 3 つの業務を包括する森林機構として、「1 の（3）法人を取り巻く環境」に記載する情勢の変化等を勘案し、国や地方公共団体、他の独立行政法人、産業界など幅広い関係機関と緊密に連携しながら、業務を総合的・効果的に実施し、国の政策上の課題解決や社会的要請等に積極的に貢献していくことで法人の使命・役割を果たすため、「第 3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向

上に関する事項」について特に重視して業務を行い、評価及び必要な改善を着実に行う。

第2 中長期目標の期間

森林機構の中長期目標の期間は、令和8年4月1日から令和15年3月31日までの7年間とする。

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

森林機構は、法人の位置付けのもとその役割を果たすため、1 研究開発業務の各重点課題、2 水源林造成業務、3 森林保険業務、4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

1 研究開発業務

研究開発業務については、森林・林業・木材産業及び林木育種に関する研究開発を総合的、網羅的に推進しつつ、国土の保全、地球温暖化防止、生物多様性保全等森林の有する多面的機能の高度発揮や、林業・木材産業の持続的発展等、国の政策や社会ニーズを的確にとらえ、重点課題を設定のうえ実施する。

また、国産材の供給量は増加をしてはいるものの、森林・林業基本計画で定めた目標を達成できていない状況にあり、我が国の人工林のうち6割が一般的に利用期に入るとされる51年生を既に過ぎている中、豊富な森林資源を持続的に利用するためには、効率的な木材生産や、木材及び特用林産物のさらなる付加価値向上のための技術開発、早期の社会実装を進める。あわせて、森林・林業・木材産業におけるデジタルトランスフォーメーション推進に貢献するため、重点課題の下に設定する戦略課題において、林業作業の自動化・安全対策、木材製品の品質・性能の高度化、林木育種の高度化等、AIやビッグデータの活用を進める。

我が国の森林は多様な気候帯に属し、様々な樹種・樹齢の樹木により構成され、時間の経過とともにその状態が変化（遷移）していくため、森林・林業に関する試験研究や技術開発には長期にわたるデータの蓄積や豊富な実績を必要とする特殊性がある。このことを踏まえ、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関として、将来のイノベーションにつながる技術シーズの創出を目指すために重要な基礎研究や継続性が重視される基盤的研究、林木育種基盤の充実等についても、適切なマネジメントの下、着実に推進する。

研究開発の推進に当たっては、その成果を最大化し、得られた成果の速やかな社会還元、橋渡しが図られるよう、以下の取組を強化する。

(1) 研究開発成果の最大化のための連携の推進

イノベーションの創出に寄与するため、引き続き、産学官連携の研究開発プラットフォームの活動など、産学官及び異分野との連携を推進する。この際、必要に応じて、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。

また、地域のニーズや課題に対応するため、各地域の諸会議や森林機構が有するネットワーク等を活用し、必要な研究・技術情報について、支所・育種場等を地域の拠点として大学や試験研究機関等との連携を推進する。

一方、国際的な課題の解決に向けては、地球規模の気候変動や森林を取り巻く環境の変化等の国際的な課題に対応するため、森林・林業基本計画等の政策の実現に向けて、森林の公益的機能の維持増進等に資するという法人の使命を踏まえ、他の国立研究開発法人との協力関係を強化し、各法人が有する技術シーズや研究資源の相互活用を図り、役割分担を明確にした上で国内外の研究機関、国際機関等との連携を推進する。

(2) 研究開発成果の社会還元と知的財産等の管理・活用

研究開発で得られた成果や科学的知見等については、学術論文等による公表はもとより、森林・林業・木材産業や行政施策に活用され、新たな木材需要の創出や森林整備・保全の低コスト化等に向けた社会実装を促進するよう、産業界等に向けた広報、国内外の規格や標準化への寄与、人材育成の支援、行政への提供、災害時の緊急対策への協力等を通じて、社会への還元と橋渡しを図る。また、実用化・事業化までを見据えた共同研究や産学官連携の取組を推進し、研究成果の社会実装を一層推進する。

加えて、国内外の情勢変化や科学技術・イノベーションを巡る動向等を踏まえ、特許など知的財産に関する戦略を明確化し、そのマネジメントを推進する。また、研究開発成果のオープンサイエンス化に向け、研究データの適切な公開・提供を推進する。

(3) 研究開発の重点課題

研究開発を着実かつ効率的に実施できるよう以下の3つの重点課題と、その下に8つの戦略課題を設定し、理事長のリーダーシップの下で、支所、育種場等も含めた全国ネットワークを活用して、総合的な研究開発を推進する。

重点課題

- (A) 環境変動対策の高度化と森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発
- (B) 林業の持続的かつ健全な発展と木質資源の高度利用のための研究開発
- (C) 多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種

研究課題の評価については、別途定める評価軸及び指標等に基づき、外部有識者等の意見も踏まえ、法人自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づき、研究の進捗状況、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行う。また、期間中に中間的な評価を実施し、その結果に応じて、研究開発内容等を見直していく。

(A) 環境変動対策の高度化と森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

令和6(2024)年には世界平均気温が観測史上最高を記録し、気候変動の深刻化が「地球沸騰化」とも表現されるようになった。これに伴い、極端な気象現象による災害が激甚化している。さらに、令和6(2024)年の能登半島地震や令和7(2025)

年の大船渡市における林野火災など、災害の様態が変化し、自然災害に起因する森林被害も顕著になっている。

こうした様々な問題に対して、より高度な対策を講じる必要性がますます高まっている。中でも、陸地の多くの面積を占める森林に対しては、温室効果ガスの吸収による地球温暖化の緩和策や、気候変動に対する対策（適応策）が期待されている。

また、令和4（2022）年に昆明・モントリオール生物多様性枠組が採択され、2030年までに、生物多様性の損失を止め、反転させ、回復軌道に乗せるための緊急の行動を取るとの目標が掲げられた。我が国においても2030年のネイチャーポジティブを目指す生物多様性国家戦略2023-2030が閣議決定され、森林・林業分野における取組として森林の整備・保全を通じた生物多様性の保全や、生物多様性に配慮した林業と国内森林資源の活用による貢献が位置付けられた。

さらに、東日本大震災からおよそ15年が経過したものの、特に帰還困難区域など原子力災害の影響を受けた森林・林業の再生に向けた取組は引き続き重要となっている。

このため、以下の2つの戦略課題を設定し、環境調整機能の強化と生物多様性の保全の面から森林の多面的機能を高度に発揮させることで、森林を活用した国内外の環境変動問題の解決に資する研究開発を推進する。

【重要度：高】 【困難度：高】は、下記A1、A2記載のとおり。

A1 森林の環境保全・調整機能の強化に向けた研究開発

森林の有する多面的機能に対し高い期待が寄せられる中、安全・安心な社会の構築に貢献するため、森林の環境調整機能の強化に資する研究開発等を推進する。

森林と気候変動の相互作用に関する実態把握を進め、森林の長期的変化が植生や温室効果ガス動態へ及ぼす影響を解明することで、生産量や炭素蓄積量の評価と将来リスク予測技術を高度化し、ネット・ゼロに向け吸収源機能を強化する手法を開発する。

また、環境変動や森林施業が水源涵養や水質浄化などの森林の多面的機能に及ぼす影響を評価・予測する技術を開発する。

さらに、原子力災害の影響を受けた地域の森林・林業の再生に向け、放射性物質の動態と濃度の予測技術を開発する【重要度：高】。

加えて、極端な気象現象や自然災害に対応するため、災害メカニズム等を解明し、災害対応技術及びリスク軽減技術を高度化する【重要度：高】。

【重要度：高】：放射性物質の動態と濃度の予測技術の開発は、「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の変更について」（令和7年6月20日閣議決定）に位置付けられている放射性物質モニタリングや各種実証等による知見の収集、放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための森林整備の実施に必要な放射性物質対策等、国の重要政策である福島等の森林・林業・木材産業の再生に貢献する課題であり極めて重要度が高い。

【重要度：高】：災害対応技術及びリスク軽減技術の高度化は、気候変動により災害が激甚化・頻発化する中、森林の土砂災害防止・水源涵養機能の維持・向上など国土強靱化に貢献する喫緊の課題であり極めて重要度が高い。

A 2 森林の生物多様性の評価と保全に向けた研究開発

森林植物の遺伝情報や長期モニタリングデータ等の基盤データやデジタル技術を活用して森林の生物多様性の評価手法を開発し、保全策を高度化する。

また、環境変動による森林生物及び生物多様性への影響を解明し、環境変動の影響を軽減する森林管理手法を開発する。

さらに、人獣共通感染症の感染リスクや新たな侵略的外来種の侵入リスクを評価し、侵入初期における分布拡大抑制のための対応手法を開発する【困難度：高】。

【困難度：高】：侵略的外来種の侵入初期は分布情報が不十分かつ偏りがあるため、これらの問題を考慮した解析に基づく対応手法の開発が必要であり、困難度が高い。

(B) 林業の持続的かつ健全な発展と木質資源の高度利用のための研究開発

我が国の人工林資源を十分に活かしきれていない状況にある中、豊富な森林資源を持続的に利用するためには、林業・木材産業の人材不足に対応した効率的な木材生産や、木材及び特用林産物のさらなる付加価値向上のための技術開発を進める必要がある。

また、急激な気候変動が森林を取り巻く環境に変化をもたらす中、環境負荷低減にも資する新たな視点での病虫獣害対策や花粉症対策、ネット・ゼロの達成に貢献する木質バイオマス利活用の推進などに取り組む必要がある。

令和3（2021）年10月には脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）が改正され、法の対象が公共建築物から建築物一般へ拡大され、より一層の木材利用の促進が求められている。

このような中、令和4（2022）年7月に林業イノベーション現場実装推進プログラムをアップデートし、厳しい地形条件などに起因する労働生産性の低さや労働災害発生率の高さといった林業特有の課題を克服し、林業の成長産業化や、木質系新素材等従来の木材産業の枠を越えた新たな価値の創出を図っている。

森林資源の管理や林業生産活動を通じて、森林の有する多面的機能発揮に寄与するなど、安全で豊かな国民生活を支えている山村地域では全国に先行して人口減少や高齢化が進行している一方、自然豊かな山村への関心は高く、ウェルビーイングなど都市住民の潜在的ニーズに対応した森林空間利用等、従来の林産物供給サービスにとどまらない新たな価値創出の動きもみられる。

このため、以下の4つの戦略課題を設定し、我が国の森林資源を最大限に活用した持続的な林業・木材産業の実現、山村地域の活性化及び国民生活の向上に貢献する研究開発を行う。

【重要度：高】 【困難度：高】は、下記B 1、B 2、B 3、B 4記載のとおり。

B 1 森林資源の持続的利用と山村地域の活性化のための研究開発

人口減少や国内木材需要の縮小等が山村地域、林業経営等に与える影響を解明する等の人文・社会科学研究を推進する。

また、持続的な木材生産が可能な林業適地の選定技術を開発する【重要度：高】。

あわせて、造林コストの低減技術を高度化するとともに、多面的機能の発揮に向けた針広混交林への誘導指針を提示する。

加えて、AI・ロボット技術の活用等によって林業作業の自動化・安全対策技術を高度化する【困難度：高】。

さらに、収穫試験地のモニタリングの実施により、森林の長期的な成長特性を解明する。また、持続的な森林資源管理のための森林情報技術を高度化するとともに、森林空間利用が人々のウェルビーイングにもたらす効果の解明を進め、多様な森林空間利用の拡大に貢献する研究を推進する。

【重要度：高】：人工林資源を十分に活かしきれていない状況にある中、育林従事者が減少している現状等において、森林資源の循環利用の推進の鍵となる林業適地への再造林実施に貢献する、持続的な木材生産が可能な林業適地を選定する技術を開発することは、森林・林業基本法の基本理念である森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ健全な発展の実現に向け、極めて重要度が高い。

【困難度：高】：作業環境の多様性が高く、また通信環境が脆弱な林業現場においてAI・ロボット技術の活用は困難度が高い。

B 2 森林病虫獣害防除技術と森林微生物資源の高度利用技術に資する研究開発

外来種を含む森林病虫害や獣害など森林・林業への被害に対応するため、生物資源や生物特性に基づく管理手法等を開発する。

また、スギ・ヒノキの木材輸出拡大に向けて、病虫害の木材への混入リスクをとりまとめ、国外逸出のリスク緩和手法を開発する【困難度：高】。

さらに、山村地域の活性化と国民生活の質向上を目指し、特用林産物の生産を振興するため、食用きのこ類等の森林微生物資源の高度利用技術を開発する。

加えて、国民病ともいわれ社会問題化している花粉症の対策として、花粉飛散防止技術の開発を進める【困難度：高】。

【困難度：高】：日本固有種であるスギ・ヒノキの輸出に係る病虫害対策等については、安全性の高い収穫時期の特定や熱処理の効果の評価といった国際基準等への適合に新たに対応する必要があり、困難度が高い。

【困難度：高】：花粉飛散防止技術の開発については、実験室・ほ場レベルで効果が実証された技術の現場実証も行う必要があり、技術開発の難しさ、社会的コスト、環境安全性の検証といった複数のハードルがあるため困難度が高い。

B 3 木材の高度利用に向けた研究開発

AI等を活用し、木材特性の非破壊評価技術を高度化する【重要度：高】。加えて、生育環境等と木材特性の関係性を解明し、効率的な木材選別・加工技術を開発する。

また、非住宅・中大規模建築物等への利用拡大に向けた超厚合板等の新たな木質材料の社会実装に向けた研究開発を推進する【困難度：高】。

加えて、デジタル技術等の応用により、木材・木質材料や木質構造の性能評価や維持管理技術の高度化を図る。

さらに、耐久性等の性能付与や環境性能評価等による木材・木質材料の付加価値向上に資する研究開発を行う。

【重要度：高】：多くの木材加工工場が供給力強化や生産性向上の課題に直面する中、品質・性能の確かな木材製品の生産性向上につながるAI等を活用した非破壊評価技術の高度化は、国産材製品の安定供給等に向けた課題の解決に貢献し、森林資源の循環利用に資するものであり、極めて重要度が高い。

【困難度：高】：非住宅・中大規模建築物等への木材利活用拡大のための新たな木質材料の社会実装に向けた開発は、大空間を安定的に支えるための強度性能や高い耐火性能を確保する必要があり、極めて困難度が高い。

B 4 木質バイオマスを持続的・総合的に利用するための研究開発

地域での小規模利用に必要な木質バイオマス燃料の高品質化、高収量生産及び低コスト化並びに安定的なエネルギー生産に必要な技術を開発する【困難度：高】。

また、木部に加え枝葉や樹皮などを含む未利用・低質な木質バイオマスを原料とした木材の総合的なマテリアル利用技術やバイオエコノミーに即した手法による利用技術を開発するとともに、木質系新素材の産業利用に向けた製造技術を開発する【困難度：高】。

さらに、「木の酒」の生産に必要な技術の高度化など地域木質資源の高付加価値化につながる食品等としての利用技術を開発する。【困難度：高】。

【困難度：高】：燃料品質の均一化、早生樹等の選定・栽培技術の確立、低コスト化などの多くの課題が残されており、困難度が高い。

【困難度：高】：未利用・低質なバイオマスは、木部とは異なる不均質性があるため、また経済性を考慮したバイオエコノミーによる新素材開発や木質系新素材の産業利用に向けた開発は未開拓であるため困難度が高い。

【困難度：高】：木質資源の食利用技術の開発は、未開拓分野が多いことに加え、製造コスト削減や安全性の確保などの課題を解決する必要があり、極めて困難度が高い。

(C) 多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種

我が国の森林資源を十分に活かしきれていない状況にあり、今後、主伐・再造林が一層広がる可能性が高まる中、森林の有する多面的機能の維持・増進及び林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に向け、国の政策や地域の課題等に応じ、林木育種の分野から迅速に貢献する重要性が一層高まっている。

第6期中長期目標期間においては、特に、花粉発生源対策、地球温暖化対策、生物多様性保全、再造林の省力化等重要な国の政策や、地域の課題等の解決に迅速に対応するため、以下の2つの戦略課題を設定し、林木育種基盤の充実、育種技術の高度化、優良品種の開発、原種苗木の生産・普及及びそれに伴う技術指導をはじめとする林木育種を推進する。

【重要度：高】は、下記C1、C2記載のとおり。

C1 林木育種基盤の充実と育種技術の高度化

森林の有する多面的機能の発揮や林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に貢献し、地球温暖化対策、生物多様性保全等国の重要な政策や社会的要請に迅速に対応するため、希少な遺伝資源や多様な遺伝的変異を持つ林木遺伝資源を収集するとともに、ゲノム情報の拡充やエリートツリーの開発を進めるなど、林木育種基盤のさらなる充実を図る【重要度：高】。

また、AIを含むデジタル技術の活用によるスマート育種技術の導入や、バイオテクノロジーを活用した育種技術の開発を進め、育種技術の高度化を図る。

【重要度：高】：希少な遺伝資源や多様な遺伝的変異を持つ素材を確保し、林木育種基盤の充実を図ることは、森林の有する多面的機能の発揮や林業・木材産業の持続的かつ健全な発展、国の重要な政策や社会的要請に対し、将来にわたり林木育種分野から迅速に貢献するうえで根幹をなすものであり、極めて重要度が高い。

C2 優良品種等の開発・普及及び技術指導

花粉発生源対策、気候変動適応、再造林の省力化等、国の重要な政策や地域の課題に応える優良品種を開発するとともに、第5期に引き続き特定母樹の拡充を進める【重要度：高】。

また、これらの優良品種や特定母樹を早期に普及させるため、都道府県等の要望に応じ原種を計画的に配布する【重要度：高】。

さらに、より高品質な林業用種苗生産に必要な都道府県採種穂園の改良等に貢献する特定母樹等の特性表の作成・公表、採種穂園の造成や林木育種等に関する技術指導及び海外からの研修・指導依頼等に対応する。

【重要度：高】：今後、主伐・再造林が一層広がることが予測されるなか、優良な品種の開発や特定母樹の拡充を進め、特定母樹等都道府県の採種穂園の造成や改良に必要な不可欠な原種を都道府県等の要望に応じ確実に配布することは、森林

資源の循環利用の推進の鍵となる林業適地への再造林実施において、花粉発生源対策、気候変動適応、再造林の省力化等、国の重要な政策や地域の課題に直接的に貢献するものであり、極めて重要度が高い。

2 水源林造成業務

水源林造成業務については、激甚化・頻発化する自然災害を背景にした流域保全等における役割への期待の高まりを踏まえ、森林整備の公的实施主体の一つとして、森林所有者、造林者、市町村等との連携強化を図りつつ、以下のことに取り組む。

(1) 森林の有する公益的機能の持続的な発揮に向けた森林整備

流域保全の取組を強化する観点から、事業の新規実施に当たっては、流域治水との連携も図りながら、水源涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域内で森林の整備を行う。

具体的には、新規契約については、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散する施業方法に限定しつつ、広葉樹等の現地植生を活かした針広混交林を造成するとともに、既契約地等についても長伐期化を進めつつ、面的複層林化を進めるなど、多様な森林の整備を進める。また、既契約地周辺の森林の整備にも一層取り組む。

(2) 効率的・効果的な事業の実施

水源林造成業務の実施に当たっては、森林・林業を取り巻く環境変化に対応し、効率的・効果的に事業を行う観点から、造林作業の省力化や生物多様性保全に配慮した森林施業、花粉の少ない苗木の活用等による花粉発生源対策など、森林整備技術の一層の高度化を図るとともに、一般管理費の節減等に最大限努め、必要な森林整備を確実に進める。

また、51年生を超える造林地が増加する中、地球温暖化防止や林業・木材産業の成長産業化等に資する観点から、需給動向を踏まえつつ、森林資源の循環利用の推進を図る。

(3) 地域への貢献

森林整備に関する技術や知見について、地域の林業関係者等への普及に取り組むとともに、自然災害発生時には復旧への協力を行うなど、地域への貢献に取り組む。

3 森林保険業務

森林保険業務については、林業経営の安定と被災後の再造林の促進を通じて持続的な林業経営と森林資源の循環利用の確立に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に貢献するため、業務の効率的・効果的な実施を図るとともに、被保険者へのサービス向上及び制度の普及と加入促進を一層強化し、森林保険の安定的かつ健全な運営の推進に向け、以下のことに取り組む。

(1) 被保険者へのサービス向上

森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、①必要な人材の確保、②業務委託先を含めた業務実施体制の強化を図るとともに、デジタル技術の利活用も行いながら、③各種手続の効率化、④迅速な保険金の支払いのための取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。なお、保険金の支払いについては、損害発生通知書を受理してから保険金支払いまでに要する期間の短縮を図る。

(2) 制度の普及と加入促進

森林所有者等に対する森林保険制度の普及のため、多様なメディアや機会の積極的な活用により、森林保険の説明や最新情報等の発信の充実を図る。

また、関係諸機関との連携を図りつつ、特に災害リスクの高いI齢級の森林の加入面積の拡大や第5期中長期目標期間の平均と同等以上の契約継続率の確保に重点を置いた加入促進活動、森林経営計画制度や森林経営管理制度等を通じた持続的な林業経営の確立に資する森林保険への加入促進活動を効果的に実施する。

あわせて、加入促進活動を強化するため、森林所有者等との窓口を担う業務委託先を対象に、加入促進業務の更なる能力向上を図る。

(3) 保険運営の安定性・健全性の確保

これまでの森林保険等における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、引受条件の適切な見直しを通じて保険運営の安定性の確保等に取り組む。

また、金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、内部ガバナンスの高度化を図ることとし、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を開催して、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務

林道の開設又は改良事業、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。

5 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の推進

第5期中長期目標期間において法人の強みである業務間の連携を推進し、先端技術の活用によるスマート林業の実証試験、林木育種で開発したエリートツリー等の植栽試験、森林災害に係るリスク評価等に取り組んできた経験を活かし、第6期中長期目標期間においても、社会的ニーズの高い課題解決に向けた相乗効果の発揮を図る。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1 一般管理費等の節減

研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（公租公課、土地借料を除く。）については毎年度平均で少

なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費（公租公課、土地借料を除く。）については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。

水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とを合わせた一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。

森林保険業務の一般管理費（公租公課、事務所賃借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。

2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。

3 デジタルトランスフォーメーションの推進

ITの進展や業務環境の変化、利用者ニーズを捉え、デジタル技術の利活用を促進させ、業務の効率化や多様で柔軟な労働環境の整備を進めるとともに、質の高いサービスの提供や新たな価値実現につながるデジタルトランスフォーメーションの推進を図る。

あわせて、森林機構が保有する成果やデータのデジタル化を進め、成果等の蓄積、活用、適切な管理や公開及び必要な環境整備など、利活用する人間の立場に立ったデジタルトランスフォーメーションの推進を図る。

情報システムの整備及び管理については、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）を踏まえ適切に対応する。

第5 財務内容の改善に関する事項

「第4 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。

1 研究開発業務

独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）等を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理を行う。

一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。

また、受託研究や民間企業との共同研究等外部研究資金の獲得も含めた多様な財源の効果的な活用を図るとともに、受益者負担の適正化、特許実施料の獲得の拡大等により積極的な自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させる

ため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行う。

2 水源林造成業務

適切な業務運営を行い、長期借入金について 462 億円を確実に償還する。また、事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表する。

3 森林保険業務

森林保険に係る積立金については、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会において、その規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり、長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。また、森林保険業務の安定的な運営のため、第3の3（2）に基づく効果的な加入促進等に取り組み、保険料収入の安定確保を図る。

4 特定中山間保全整備事業等

適切な業務運営を行い、長期借入金について 12 億円を確実に償還する。

5 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

特に、成城宿舎（世田谷区）については、売却による国庫納付に向け、関係機関と調整を行う。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

(1) 機能強化の推進

森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成、森林保険という性質の異なる3つの業務を包括する森林機構が、社会課題の解決に向け法人全体としての能力を最大限発揮するためには、様々な専門性を有する者が有機的に繋がって業務を遂行することができ、また、研究開発、水源林造成、森林保険という異なるアプローチで法人としての使命・役割を果たしていくことができるという法人の強みをよりいっそう強固なものとし、その責務を果たしていくことが重要である。このため、本部機能の強化や管理業務の集約化に向けた検討及び条件整備を進めるなど機能強化を図る。

(2) 内部統制の充実・強化

内部統制については、理事長のリーダーシップの下、より自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスの確保を図るとともに、効果的かつ効率的に業務を運営していけるよう、内部統制システムの有効性を確認しながら、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントを適切に行うことが重要である。

このため、関係通知や業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制の更なる充実・強化及び着実な運用を図る。

また、監査従事職員の資質の向上を図ることにより、内部監査を効率的・効果的に実施する。

(3) コンプライアンスの推進

森林機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識の向上を図る。

また、コンプライアンス確保のために PDCA サイクルの取組の徹底など必要な取組が十分に機能するよう、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催する。

(4) 研究セキュリティ・インテグリティの確保

オープンサイエンスに対応し、研究の信頼性と安全性の確保を確実なものとするため、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（令和6年3月29日関係府省申合せ）等の政府方針に基づき、整備した規程類を確実に運用するとともに、必要に応じて規程の制定や改定を行い、研究セキュリティ・インテグリティの実効的な取組を推進する。

(5) 情報公開の推進

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等に基づ

き、適切に情報公開を行う。

また、森林保険業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。

(6) 情報セキュリティ対策の強化

「サイバーセキュリティ戦略」（令和7年12月23日閣議決定）、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」（サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を踏まえ、法人の情報セキュリティ対策を強化する。また、引き続き個人情報情報の保護を推進する。

(7) 環境対策・安全管理の推進

森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って環境目標及び実施計画を作成し、化学物質、生物材料等の適正管理等により、研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うとともに、環境負荷低減のため、エネルギーの有効利用、リサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、「日本の約束草案」（平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定）及び「日本のNDC（国が決定する貢献）」（令和7年2月18日国連気候変動枠組条約事務局提出）を踏まえ、引き続き温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネルギーの推進や維持に努めるとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。

事故等の未然防止に努めるとともに、災害等による緊急時の対応を的確に行う。

水源林造成業務及び森林保険業務については、造林者・業務委託先等の労働安全衛生の確保に努める。

2 施設及び設備に関する事項

必要性・緊急性を考慮しつつ、重点化や集約化などについても検討し、長期的な視点から老朽化施設や研究開発業務の実施に必要な不可欠な施設及び設備を計画的に整備する。その際、共同利用施設である農林水産研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。

施設の整備等に当たっては、農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月農林水産省策定）に基づき、木材利用を推進する。

3 人材の確保・育成

(1) 人材の確保・育成

業務を効率的かつ効果的に推進するため、必要な人材の確保やキャリアパスを考慮した人材育成、配置に努める。また、人材流動性を高める取組、法人全体としての機能強化に資する人材の育成や、組織体制の合理化を図るとともに適切な人員配置を進める。

特に、研究開発の成果を創出し、イノベーションを継続的に生み出し、その成果

を社会実装につなげていくためには、多様で優秀な人材の確保・育成が不可欠であることから、国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や、研究活動を支える人材等の確保・育成を図る。

このため、職員については、国、民間企業、団体等との交流を図るなどにより、各業務の特性に応じた高度な専門人材や管理能力を有する人材の確保・育成に努めるほか、研究職員については、人材交流の促進等により、大学等との連携を深めるとともに、テニユアトラック型の採用等を推進し、必要な人材を育成しつつ確保を図る。

人件費の推移や組織の合理化等を踏まえた計画的な人員体制の見直し・合理化を進める。

(2) 人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。その際、研究職員の評価は、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献等を十分に勘案したものとする。また、一般職員等の評価は、国が実施する評価制度に準じたものとする。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。

(3) 役職員の給与水準等

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。

4 ダイバーシティの推進

第5期中長期目標期間に法人内に醸成された機運及び成果が法人の強みとなるよう、第6期中長期目標期間においても取組を緩めることなく、多様な人材活躍促進への取組、仕事と生活の調和の促進、多様なキャリア形成等に関する支援、地域社会及び関係機関との連携等、引き続きダイバーシティを推進する。

5 広報活動の推進

林業・木材産業の持続的な発展や森林の多面的機能の維持増進の重要性、森林機構の使命・役割に対する幅広い世代の国民の理解の醸成を図るため、多様な広報媒体を効果的に活用した情報発信や専門家の派遣など戦略的な広報活動の展開を推進する。

7 森林機構第 1093 号
令和 8 年 3 月 2 日

農林水産大臣 鈴木 憲和 殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構
理事長 浅野 透 (法人印省略)

国立研究開発法人森林研究・整備機構の中長期目標を達成するための計画
(中長期計画) の認可申請について

このことについて、独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日法律第 103 号）第 35 条の 5 第 1 項の規定に基づき、別添のとおり国立研究開発法人森林研究・整備機構の中長期目標を達成するための計画（中長期計画）を作成したので、認可申請をいたします。

(担当：総合調整室)

令和8年3月2日

第1 第6期中長期目標期間における森林機構のミッション

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林機構」という。）は、研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務の3業務を行う独立行政法人であり、研究開発業務としては120年にわたる試験研究の蓄積を有する、森林・林業・木材産業分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成業務としては水源涵養上重要であるものの土地所有者の自助努力では適正な森林整備が見込めない土地において、長期の分収林契約の仕組みにより水源林の造成・管理を行い、長年にわたる豊富な実績に基づく森林整備に係る知見や技術を有する機関として、また、森林保険業務としては火災、気象災及び噴火災による森林の損害を補償する総合的な保険を運営する機関として、我が国の森林の有する公益的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に貢献してきた。

森林機構を取り巻く環境を見ると、6割を超える人工林が一般的に利用期に入るとされる51年生を既に過ぎている中で、国産材の供給量は増加をしてはいるものの、森林・林業基本計画で定めた目標である40百万m³（令和7年）を達成できていない状況にある。令和3年の木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）や為替変動等もあって、国内資源への期待が高まっており、こうした状況を国産材のシェア拡大のチャンスとして活かしていくことが求められている。また、地球温暖化防止や生物多様性保全への関心が高まっており、主伐・再生林による循環利用や多様で健全な森林づくりが求められている。

一方で、我が国の森林・林業・木材産業は、人口減少や、高齢化による労働力の減少、山村の過疎化、気候変動に伴う災害の激甚化、温室効果ガス排出量のネット・ゼロの実現、生物多様性の保全などの課題に直面している。そうした中でも、国民からの期待が高い水源涵養や国土保全をはじめとする森林の多面的機能を将来にわたり十分に発揮させることが求められているほか、森林空間や森林の持つ機能を活用して山村に新たな価値を創造し山村振興を図ることや、再生可能な木質資源から成分を取り出して高付加価値な新素材を開発することにより林業・木材産業も経済性を高め循環型社会に貢献することも期待されている。

このように、森林機構に対しては、豊かで多様な森林の恵みを活かした循環型社会の形成や人類の持続可能な発展に貢献することが一層強く求められる状況となっている。その責務を果たすため、理事長のリーダーシップの下、研究開発、水源林造成、森林保険という性質の異なる3つの業務を包括する機関としての強みを活かしつつ、研究開発成果の最大化、各業務の推進並びにそれら業務の質の向上と業務運営の効率化に森林機構全体で一体的に取り組む。

第2 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

上述の国立研究開発法人の使命及び役割を果たすため、1 研究開発業務の各重点課題、2 水源林造成業務、3 森林保険業務、4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとする。

1 研究開発業務

我が国は世界有数の森林国である一方、労働力の高齢化や木材価格の低迷など林業・木材産業を取り巻く状況は厳しく、解決すべき課題を多く抱えている。また、激甚化する自然災害や生態系の劣化は森林が有する多面的機能の発揮にも影響を及ぼし得ることが懸念される。かつて人と森林とが密接な繋がりを持っていた山村は過疎化が進み、適正な森林管理が進まない中、地域社会の再興だけでなく、森林の多面的機能を将来の世代でも享受できるようにするためにも対応が必要となっている。人と森林の関係を重視し、多様な幸せ（ウェルビーイング）の向上に繋げるためにも、サーキュラーエコノミーの考えのもと、森林資源を持続的かつ適正に循環利用していく必要がある。加えて、炭素中立（ネット・ゼロ）や自然再興（ネイチャーポジティブ）の実現といった国際的にも重要視される取組への対応も求められている。研究開発成果はこれらの対応を進めるに当たって重要な科学的エビデンスとなる。森林科学に関連する分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関として、基礎研究や継続性が重視される基盤的研究を実施しつつ、デジタル技術などを活用して、林業の振興と森林の有する多面的機能の維持増進や、我が国が目指す森林・林業・木材産業の姿の実現及び社会的要請に貢献するための研究を推進する。具体的には、森林の持つ多面的機能の発揮を通して、環境変動に対する森林の環境保全・調整機能の強化や生物多様性の評価と保全に向けた研究開発を推進する。また、我が国の森林資源を最大限に活用した持続的な林業・木材産業の実現、山村地域の活性化をもたらす研究開発に取り組む。さらに多様な森林資源を持続的に管理するため、林木育種基盤の充実と優良品種の開発に関する研究を推進する。

研究開発の推進に当たり、その成果を最大化し、得られた成果の速やかな社会還元、橋渡しが図られるよう、以下の取組を強化する。

研究開発成果の最大化については、産学官連携による共同研究の強化に資する研究開発プラットフォームとの連携を引き続き推進するとともに、異業種・異分野との連携を強化する研究コンソーシアムの設置に積極的に取り組む。

また、大学や試験研究機関等との連携を促進するとともに、各地域の諸会議や森林機構が有するネットワーク等を活用し、支所・育種場等を地域の拠点として各地域の課題解決に寄与する。一方、気候変動や生物多様性など国際的な課題の解決に向け、国内外の関係機関との連携を促進し、我が国の国際貢献に寄与する。

研究開発成果の社会還元については、国内外の情勢変化や科学技術・イノベーション

ンを巡る動向等を踏まえ、オープンサイエンスを視野に入れた研究成果のオープン化促進を図るとともに、これまでに収集した標本や調査資料の保管体制を整え、適切な公開・提供を推進する。加えて、適切な知的財産の管理と支援により研究成果の社会実装を推進する。これらの取組により研究力の強化、研究成果の最大化を図る。

研究開発を着実かつ効率的に実施できるよう以下の3つの重点課題と、その下に8つの戦略課題を設定し、理事長のリーダーシップの下で、支所、育種場等も含めた全国ネットワークを活用して、総合的に研究開発を推進する。

(A) 環境変動対策の高度化と森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

(B) 林業の持続的かつ健全な発展と木質資源の高度利用のための研究開発

(C) 多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種

中長期目標期間を超えて取り組む必要のある長期モニタリングや遺伝資源の確保等研究基盤のほか、種苗の生産・配布については、それぞれ関連課題との関係が明確となるよう適切な重点課題の下に位置付け、実施する。

研究課題の評価については、別途定める評価軸及び指標等に基づき、外部有識者等の意見も踏まえ、森林機構自ら厳格に実施するとともに、評価結果に基づき、研究の進捗状況、社会情勢の変化等に応じて必要な見直しを行う。また、期間中に中間的な評価を実施し、その結果に応じて、研究開発内容等を見直していく。

(重点課題A) 環境変動対策の高度化と森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

気候変動に伴う極端な気象現象や、大規模地震・火山活動などの自然災害、人間活動による人為的な資源の過剰利用や原子力事故、少子高齢化・人口減少などによる社会構造の変化など、社会環境の変化を引き起こす要因が増加しつつあり、このような環境変動要因に対する適切な対応の必要性がますます高まっている。これに対して陸地の多くの面積を占める森林は環境変動の緩和や調整を行う効果が期待されている。環境変動は、森林の生物相へ多様な影響を及ぼすと同時に生物の活動は環境へも影響を与えている。したがって森林の環境変動対策を高度化するためには、外的要因に対する応答として森林の多面的機能を適切に評価するとともに、森林環境と生物相の双方向の影響関係を明らかにすることが必要である。また、現代社会においては、持続可能な社会の構築と人々のウェルビーイングの向上が強く求められている。

このため、以下の2つの戦略課題を設定し、森林の多面的機能を環境保全や調整機能の側面と生物多様性保全機能の側面から高度に発揮させることで、森林を活用した国内外の環境変動問題の解決に資する研究開発を推進する。

戦略課題A 1 森林の環境保全・調整機能の強化に向けた研究開発

環境変動要因に対して、森林は気候変動の緩和や水源涵養、土砂災害防止など環境の保全や調整を行う多面的機能を有している。環境変動が進行する中で、環境変動要因に対する森林の環境保全・調整機能の評価やリスク軽減技術の開発を進め、安全・安心な社会の構築に向け森林を活用した環境保全技術の開発を行う

ことが必要である。

このため、環境変動要因の中核となる気候変動に対して、精緻な観測技術の開発を進め、現状を把握し、超長期の攪乱が植生や生物、温室効果ガス動態などに及ぼす影響の要因を明らかにして、森林生態系における生産量や炭素蓄積量の評価と将来リスクの予測の高度化を進め、ネット・ゼロに向けた吸収源機能の強化手法を開発する。

さらに、気候変動に伴う気温上昇や降水パターンの変化による森林の水源涵養機能等の低下や変質を受けにくい森林管理のために、環境変動と森林施業が森林の多面的機能に及ぼす影響を評価・予測する技術を開発する。東日本大震災に伴う原子力事故からの復興のために、放射性物質の動態を予測する技術を開発する。

加えて、頻発する極端な気象現象や大規模な地震・火山活動等に伴って発生する激甚な山地災害や森林被害の防止・軽減のため、新たな計測や解析技術及び災害履歴情報を活用し、山地災害や森林被害の発生メカニズム及び森林の災害軽減機構の解明、災害発生リスクの評価をすすめることにより、災害対応技術及びリスク軽減技術を高度化する。

森林の機能の評価には、長期的なデータの拡充が不可欠であるため、国有林等に設定した試験地を活用しながら森林の水源涵養、水質形成、森林気象の観測や、雪氷害対策のための積雪観測等の基盤データの収集に取り組むとともに基盤データの公開を行う。

戦略課題A 2 森林の生物多様性の評価と保全に向けた研究開発

環境変動に対応した持続可能な社会の実現のために、自然に基づく解決策(NbS)や、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの概念が国際的に重要視されている。そこで、陸域の生物多様性の大部分を支える森林の生物多様性の現状を評価し、生物多様性と環境変動との関係、生物多様性とその他の多面的機能との関係を明らかにし、生物多様性の保全及び生物多様性と関連する機能の維持・増進に役立てる必要がある。

このため、森林の生物多様性の情報基盤となる森林生物の遺伝学的情報や森林動態の長期モニタリングのデータベースの充実化と公開を進めるとともに、デジタル技術も活用して森林の生物多様性の維持機構の解明に向けた知見の蓄積と、生物多様性の評価手法の開発を行う。

さらに、環境変動に対する森林生物及び生物多様性の応答を解明し、環境変動の影響を軽減する森林管理手法を開発する。

加えて、人獣共通感染症の感染リスクを軽減する生態系管理手法を開発するとともに、新たな侵略的外来種が侵入することによるリスクを予測・評価し、侵入初期における分布拡大抑制のための対応手法を開発する。

(重点課題B) 林業の持続的かつ健全な発展と木質資源の高度利用のための研究開発

我が国の人工林資源を十分に活かしきれていない状況にある中、豊富な森林資源

を持続的に利用するため、林業・木材産業の人材不足に対応した効率的な木材生産や造林保育の技術開発、木材及び特用林産物のさらなる付加価値向上のための技術開発が求められている。

一方、急激な気候変動が森林を取り巻く環境の変化をもたらす中、環境負荷低減にも資する新たな視点での病虫獣害対策や花粉症対策、ネット・ゼロの達成に貢献する木質バイオマス利活用の推進などに取り組む必要がある。

このため、以下の4つの戦略課題を設定し、我が国の森林資源を最大限に活用した持続的な林業・木材産業の実現、山村地域の活性化並びに国民生活の向上に貢献する研究開発を行う。

戦略課題B1 森林資源の持続的利用と山村地域の活性化のための研究開発

人口減少下においても森林資源の持続的な利用を進めるため、林業を支える人材の確保、山村地域の活性化、林業適地における効率的な木材生産と確実な再造林を図る一方、多面的機能の発揮が期待される森林の適切な維持管理が求められている。

このため、人口減少や国内木材需要の縮小等が進む中での、山村地域、林業経営及び木材需給の変化と課題を明らかにする人文・社会科学研究を推進する。

また、持続的な木材生産が可能な林業適地の選定技術を開発し、造林コストの低減技術を高度化するとともに、多面的機能の発揮に向けた針葉樹人工林の針広混交林への誘導指針を提示する。

さらに、林業DXの基盤構築に寄与する要素技術を開発し、AI・ロボット技術の活用等によって林業作業の自動化・安全化技術を進展させる。

加えて、森林の長期的な成長特性を明らかにする研究基盤情報として収穫試験地30か所のモニタリングを実施し、持続的な森林資源管理のための森林情報技術を高度化するとともに、森林空間利用が人々のウェルビーイングにもたらす効果の解明を進め、多様な森林空間利用の拡大に貢献する研究を推進する。

戦略課題B2 森林病虫獣害防除技術と森林微生物資源の高度利用技術に資する研究開発

気候変動による森林環境の変化や林業の人材不足による森林管理様式の変化に伴う既存の森林病虫獣害の拡大、及び林産物取引に伴うグローバルな病虫害移動リスクの高まりが問題になる中、持続的な林業・木材産業の実現及び森林生態系の保全に向けて、環境負荷低減にも資する新たな視点での被害対策が必要とされている。また、人口減少や高齢化に直面している社会において、特用林産物等の森林微生物資源の有効活用による山村地域の活性化や国民生活の質向上が求められている。

このため、外来種を含む被害対策が求められる森林病虫害の防除技術やニホンジカ・ツキノワグマ等による獣害の管理手法を生物資源や生物特性に基づき開発する。また、スギ・ヒノキの輸出拡大に向けて、木材生産の各段階における病虫害の発生リスクをとりまとめ、国外逸出のリスク緩和手法をシステムズアプロー

チにより開発する。

さらに、山村地域の活性化や国民生活の質向上に向けて、特用林産物の生産振興を行い、国産安定供給を含む安全な食品生産ニーズに応えるため、食用きのこ類等の森林微生物資源の高度利用技術を開発する。また、国民病ともいわれ社会問題化している花粉症の対策として、花粉飛散防止技術の開発を進める。

加えて、樹木病原菌や食用きのこ類等森林微生物の遺伝資源について探索収集、特性評価を行い研究に活用するとともに、研究成果物としての保管を行う。また、獣害防除に資するため、広域での野生動物分布情報等把握システムを運営し、市民の力を活用して野生動物の分布状況を把握する。

戦略課題B3 木材の高度利用に向けた研究開発

森林資源の持続可能な利用を目指し、建築物等への利用をはじめとした木造化・木質化の多様なニーズに対応して木材・木質材料の需要拡大を図るため、大径材や広葉樹等の国産材資源の高度利用技術の開発が求められている。

そのため、要求される品質・性能を有する木材製品の安定供給に向け、AI等も活用し、加工工場等の現場測定も含めて木材特性の非破壊評価技術を高度化し、生育環境等の要因が木材特性の発現に及ぼす影響を解明するとともに、木材特性に基づいた効率的な生産・利用に資する木材の選別技術や加工技術を開発する。

また、非住宅・中大規模建築物等への利用拡大を図るため、超厚合板等の新たな木質材料の社会実装に向けた研究開発を進めるとともに、デジタル技術等の応用により、木材・木質材料や木質構造の性能評価や維持管理技術の高度化を図る。耐久性等の性能付与、環境性能評価等による木材・木質材料の付加価値向上に資する研究開発を行う。

さらに、木材の識別等に資する基盤的な情報を整備するため、海外樹種を含めた有用樹種を中心に150点以上の木材標本データを拡充し、ウェブサイト等を通じてデータを公開する。

戦略課題B4 木質バイオマスを持続的・総合的に利用するための研究開発

持続可能な脱炭素社会の実現に向け、再生可能である木質バイオマスを活用するべく、木材及びその化学成分をバイオマスエネルギー及びバイオマスマテリアルの原料として利用するための技術開発が求められている。

このため、木質バイオマスの実利用に必要な実証的な研究開発を継続することに加え、木材をバイオマス原料として利用するための新たな技術を開発する。バイオマスエネルギーの利用研究では、地域での小規模利用に必要な燃料の高品質化と高い経済性を実現する利用システムの構築とその安定的運用に必要な技術を開発する。

また、木質バイオマスの持続的生産拡大の要請に対応するために、早生樹等を15t/ha/年以上の成長量で生産するための技術を開発する。

さらに、バイオマスマテリアルの利用研究では、木部に加え枝葉や樹皮などを含む未利用・低質なバイオマスを原料とした木材の総合的な利用技術を開発する

とともに、微生物等の代謝を活用することにより木材成分から機能性素材の原料となる化合物の製造技術を開発する。

加えて、「木の酒」を実用規模で安定的に生産するための製造技術の高度化など、地域の木材あるいはその成分を食品素材等として高付加価値化するための新たな技術を開発する。

(重点課題C) 多様で持続的な森林資源の造成・利用に貢献する林木育種

森林資源を十分に活かしきれていない状況にあり、今後、主伐・再造林が更に広がる可能性が増す我が国においては、森林の多面的機能の維持・増進を図りつつ持続的な林業経営を確立するため、戦略的な林木遺伝資源の保全と優良品種の開発及びその早期普及の重要性が一層高まっている。

気候変動への対応や生物多様性の保全、花粉発生源対策といった社会的要請への対応、再造林の推進を支える観点から、林木育種分野において、多様な要請や課題に迅速に対応できる体制を整えるため、新たな育種素材の創出を含む多様な林木遺伝資源の収集や将来に向けた林木育種の展開に資する取組を一層強化する。さらに、効率的かつ効果的な表現型評価技術やゲノム情報などを活用した複数形質に優れた系統の選抜技術の開発やバイオテクノロジーを活用した育種技術の高度化などを通じて地域ニーズに応じた多様な優良品種の開発を推進する。加えて、原種苗木の効率的な生産体制の構築を進めるとともに、採種穂園の造成・管理等に関する技術指導の実施や、特定母樹等の特性に関する情報の発信を通じて、より高品質な種苗を生産できる採種穂園の改良に貢献する。

このほか、AI やビッグデータの活用など、社会全体のスマート化が急速に進む中、こうした技術を取り入れた林木育種の推進を図っていく必要がある。

このため、以下の2つの戦略課題を設定し、林木育種基盤の充実、育種技術の高度化、優良品種の開発、原種苗木の生産・普及及びそれに伴う技術指導をはじめとする林木育種を推進する。

戦略課題C 1 林木育種基盤の充実と育種技術の高度化

将来にわたって林木育種を進めるため、幅広い遺伝的変異を確保する基盤として次世代化に必要な育種素材や脆弱な希少遺伝資源等の多様な林木遺伝資源を6,400点収集するとともに、スギ等を対象にゲノム情報の拡充を進める。将来に向けた林木育種の展開に資する取組として、試験地の造成、特性データの取得・解析等を進め、次世代育種集団の構築を着実に推進する。現在、エリートツリー(第2世代)の開発と普及が進む中、より広い地域でより多様な系統を普及するためエリートツリー150系統を開発する。

林木育種の次世代化を効率的かつ効果的に進めるため、従来技術とAIを含むデジタル技術の融合によるスマート育種技術を積極的に導入する。また、LiDAR等の先端リモートセンシング技術を用いた新たな表現型評価技術の開発を推進する。さらに、ゲノム情報を活用し、森林に対する多様なニーズに応えるための複数形質に優れた系統の選抜技術を開発する。加えて、ゲノム編集等バイオテクノ

ロジックを活用した育種技術の開発を進める。

戦略課題C2 優良品種等の開発・普及及び技術指導

花粉発生源対策、気候変動適応、再造林の省力化・低コスト化等の多様な社会的・経済的ニーズに対応するため、花粉症対策品種やマツノザイセンチュウ抵抗性品種等の多様な優良品種の開発を行うとともに、エリートツリー等の中から農林水産大臣の指定に至る特定母樹の申請を進め、合計150系統を新たに生産集団に加える。

さらに、特定母樹及び多様な優良品種を早期に普及させるため、原種苗木の効率的な生産体制の構築に向けた技術開発を進め、都道府県等の要望に応じて特定母樹等の原種を着実に配布する。

また、採種穂園を構成する特定母樹等について、これまで検定林調査等を通じて蓄積されたビッグデータを活用し、成長や着花性等の有用形質に係る特性データの整理・蓄積を進め、特性表7点を作成・改訂して公表し、より高品質な種苗を生産可能な採種穂園への改良に貢献する。

加えて、特定母樹及び多様な優良品種の種苗の普及を円滑に進めるために、都道府県や種苗事業者等に対し、採種穂園の造成や管理、育種技術等の指導を合計840回実施する。また、海外における林木育種に関する調査や海外からの研修・指導依頼などに対応する。

2 水源林造成業務

水源林造成業務については、激甚化・頻発化する自然災害を背景にした流域保全等における役割への期待の高まりを踏まえ、森林整備の公的实施主体として、森林所有者、造林者、市町村等との連携強化を図りつつ、以下のことに取り組む。

(1) 森林の有する公益的機能の持続的な発揮に向けた森林整備

1) 流域保全の取組の推進

流域保全の取組を強化する観点から、事業の新規実施に当たっては、流域治水との連携も図りながら、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域内で森林の整備を行うことに加え、既契約地周辺の森林の整備にも一層取り組む。

2) 多様な森林の整備

水源涵養機能をはじめとする森林の有する公益的機能の持続的かつ高度な発揮に貢献するため、新規契約については、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散する施業方法に限定しつつ、広葉樹等の現地植生を活かした針広混交林を造成するとともに、既契約地等においても長伐期化を進めつつ、面的複層林への誘導など、多様な森林の整備を進める。（面的複層林への重点化割合：38%）

(2) 効率的・効果的な事業の実施

1) 森林整備技術の高度化

水源林造成業務の実施に当たっては、生物多様性保全への関心の高まりや林業労働力の減少など、森林・林業を取り巻く環境変化に対応し、効率的・効果的に事業を行う観点から、森林整備事業全体の動向を踏まえつつ、一貫作業の導入や成長に優れた苗木の植栽など造林作業の省力化や、保持林業など生物多様性保全に配慮した森林施業、花粉の少ない苗木の活用等による花粉発生源対策など、森林整備技術の一層の高度化を図る。

2) 森林資源の循環利用の推進

51年生を超える造林地が増加する中、地球温暖化防止や林業・木材産業の成長産業化等に資する観点から、需給動向を踏まえつつ、造林木販売を円滑に進めるための実施手法の検討等を行いながら、森林資源の循環利用の推進に努める。

(3) 地域への貢献

地域への貢献として、森林整備に関する技術や知見について、技術検討会等の開催を通じて地域の林業関係者等への普及に取り組む。また、自然災害発生時には、復旧への協力等を積極的に行う。

3 森林保険業務

森林保険業務については、林業経営の安定と被災後の再造林の促進を通じて持続的な林業経営と森林資源の循環利用の確立に寄与し、林業の振興と森林の有する公益的機能の維持増進に貢献するため、業務の効率的・効果的な実施を図るとともに、被保険者へのサービス向上及び制度の普及と加入促進を一層強化し、森林保険の安定的かつ健全な運営を推進するため、以下のことに取り組む。

(1) 被保険者へのサービス向上

森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、①必要な人材の確保、②研修・マニュアル等の充実による業務委託先を含めた業務実施体制の強化を図るとともに、デジタル技術の利活用（新たな森林保険業務システムの構築等）も行いながら、③各種手続の効率化、④迅速な保険金の支払いの取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。

なお、これらの取組により、損害発生通知書を受理してから保険金支払いまでに要する期間の短縮を図る。

(2) 制度の普及と加入促進

森林保険の制度の普及と加入促進に係る以下の1)から3)について、年度ごとの実施目標を含む活動計画を作成・公表し、それに即した取組を推進する。

1) 森林所有者等への森林保険制度の普及のため、ウェブサイト、広報誌等多様なメディアや機会の活用により、森林保険の説明や最新情報等の発信の充実を図る。

- 2) 森林保険の加入状況の分析結果等に基づき、特に災害リスクの高いⅠ齢級の森林の加入面積の拡大や第5期中長期目標期間の平均と同等以上の契約継続率の確保を図るため、森林の所有形態や規模等に応じて、効果的な加入促進活動を実施する。また、森林整備事業、森林経営管理制度等の森林・林業施策と連動した取組を推進するとともに、国・都道府県・関係諸機関との連携による加入促進活動を展開する。
- 3) 加入促進活動を強化するため、森林所有者等との窓口を担う業務委託先を対象に、加入促進業務の更なる能力向上を図る取組を実施する。

(3) 保険運営の安定性・健全性の確保

これまでの森林保険等における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の検証や適切な見直しを通じて保険運営の安定性の確保等に取り組む。なお、保険料率については、基本的に5年毎に見直すこととし、そのための検討等に取り組む。

また、金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、内部ガバナンスの高度化を図ることとし、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を毎年度開催して、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務

林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務並びに特定中山間保全整備事業等の負担金に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。(徴収率100%実施)

5 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の推進

研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務が有する高度な技術・知見や蓄積されたデータ、全国のネットワークやフィールドを相互に活用したプロジェクト形成等、業務間の連携による取組を推進し、現場ニーズの高い課題の解決に向けた相乗効果の発揮を図る。

第3 業務運営の効率化に関する事項

1 一般管理費等の節減

研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、新規に追加されるもの、拡充分等を除き、一般管理費（公租公課、土地借料を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費（公租公課、土地借料を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行う。

水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とを合わせた一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少な

くとも対前年度比3%の抑制を行う。

森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響する。このことを踏まえ、支出に当たっては、物品調達必要性を十分検討することなどにより、コスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげる。一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行う。

2 調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、毎年度「調達等合理化計画」を策定し、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等により、契約の公正性・透明性の確保等を推進する。

3 デジタルトランスフォーメーションの推進

ITの進展などにより国内外で新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーション）が進んでいることを踏まえ、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則って、ネットワーク基盤や情報システムの適切な整備及び管理を行う。

具体的には、業務の効率化や各職員の生産性向上を図るため、業務環境の変化や利用者ニーズを踏まえた諸申請手続きの電子化を推進するほか、AIの導入・活用や森林機構内で共通的に利用する情報システムの集約・連携・統合等も含めた積極的な改善に向けて検討を行う。また、各業務の特性も考慮し、在宅勤務やオンライン会議等、多様な勤務形態に対応したシステムの整備に努める。

森林機構が保有する成果やデータについては、機構内外での幅広い連携・活用を促進するため、デジタル化を進めつつ適切な管理や公開に努めるなど、必要な環境整備を図る。

第4 財務内容の改善に関する事項

「第3 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な業務運営を行う。

1 予算、収支計画及び資金計画

(1) 研究開発業務

収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理を行う。

また、一定の事業のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報の開示を行う。

さらに、外部研究資金の獲得等により、積極的な自己収入の確保に努める。

1) 予算

令和8年度～令和14年度予算

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題A 「森林環境」	重点課題B 「森林産業」	重点課題C 「林木育種」	勘定共通	合 計
収入					
運営費交付金	18,531	24,519	8,251	22,378	73,679
施設整備費補助金	0	0	493	1,748	2,241
受託収入	2,099	2,794	263	1,109	6,265
諸収入	0	0	0	278	278
計	20,630	27,312	9,007	25,513	82,462
支出					
人件費	14,630	19,326	4,052	17,767	55,775
業務経費	3,901	5,192	4,199	0	13,293
一般管理費	0	0	0	4,889	4,889
施設整備費	0	0	493	1,748	2,241
受託経費	2,099	2,794	263	1,109	6,265
計	20,630	27,312	9,007	25,513	82,462

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

[運営費交付金の算定方法]

1. 令和8年度は、次の算定方法を用いる。

$$\text{運営費交付金} = (\text{前年度一般管理費} \times \alpha + \text{前年度業務経費} \times \beta) \times \gamma + \text{人件費} \pm \delta - \text{自己収入}$$

α : 効率化係数(0.97)

β : 効率化係数(0.99)

γ : 消費者物価指数(1.03)

δ : 毎年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費 = 基本給等 + 休職者・派遣者・再雇用職員給与 + 非常勤職員給与 + 退職手当 + 福利厚生費

基本給等 = 前年度 (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当) + 給与改定影響額

福利厚生費 = 共済組合負担金、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料

自己収入 = 研究開発業務を実施することにより生じる固定的な諸収入の見込額

(臨時的に発生しその額が予見できない性質のもの等を除く。)

2. 令和9年度以降は、次の算定方法を用いる。

$$\text{運営費交付金} = [\{ (\text{前年度一般管理費} - \text{前年度所要額}) \times \alpha \times \gamma + \text{当年度所要額} \} + \{ (\text{前年度業務経費} - \text{前年度所要額}) \times \beta \times \gamma + \text{当年度所要額} \}] + \text{人件費} \pm \delta - \text{自己収入}$$

α : 効率化係数(0.97)

β : 効率化係数(0.99)

γ : 消費者物価指数

δ : 毎年度の業務の状況に応じて増減する経費

所要額 : 公租公課、土地借料

人件費 = 基本給等 + 休職者・派遣者・再雇用職員給与 + 非常勤職員給与 + 退職手当 + 福利厚生費

基本給等 = 前年度 (基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当) + 給与改定影響額

福利厚生費 = 共済組合負担金、子ども・子育て拠出金、雇用保険料、労災保険料

自己収入 = 研究開発業務を実施することにより生じる固定的な諸収入の見込額

(臨時的に発生しその額が予見できない性質のもの等を除く。)

[注記] 前提条件 : 令和9年度以降の消費者物価指数の伸び率を0%と仮定して試算。

当年度所要額は前年度所要額に消費者物価指数を加味したものとする。

令和10年度以降は人事院勧告による役職員の報酬・給与の伸び率を0%と仮定して試算。

2) 収支計画

令和8年度～令和14年度収支計画

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題A 「森林環境」	重点課題B 「森林産業」	重点課題C 「林木育種」	勘定共通	合 計
費用の部	22,506	29,806	9,134	25,933	87,379
経常費用	22,506	29,806	9,134	25,933	87,379
人件費	14,630	19,326	4,052	17,767	55,775
業務経費	5,178	6,886	4,172	0	16,237
一般管理費	0	0	0	6,968	6,968
受託経費	2,099	2,794	263	1,109	6,265
減価償却費	599	800	646	90	2,135
財務費用	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0
収益の部	22,506	29,806	9,134	25,933	87,379
経常収益	22,506	29,806	9,134	25,933	87,379
運営費交付金収益	18,042	23,880	7,732	22,306	71,960
受託収入	2,099	2,794	263	1,109	6,265
諸収入	0	0	0	278	278
資産に係る繰延収 益戻入	599	800	646	90	2,135
賞与引当金見返に 係る収益	958	1,265	267	1,166	3,656
退職給付引当金見 返に係る収益	808	1,067	225	984	3,085
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	0	0	0	0	0
前中長期目標期間繰越 積立金取崩額	0	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0	0

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3) 資金計画

令和8年度～令和14年度資金計画

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	重点課題A	重点課題B	重点課題C	勘定共通	合 計
	「森林環境」	「森林産業」	「林木育種」		
資金支出	20,630	27,312	9,007	25,513	82,462
業務活動による支出	19,911	26,353	7,738	23,693	77,695
投資活動による支出	719	960	1,269	1,820	4,767
財務活動による支出	0	0	0	0	0
次期中長期目標期間 への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	20,630	27,312	9,007	25,513	82,462
業務活動による収入	20,630	27,312	8,514	23,765	80,221
運営費交付金によ る収入	18,531	24,519	8,251	22,378	73,679
受託収入	2,099	2,794	263	1,109	6,265
その他の収入	0	0	0	278	278
投資活動による収入	0	0	493	1,748	2,241
施設整備費補助金 による収入	0	0	493	1,748	2,241
その他の収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0
前期中長期目標期間 からの繰越金	0	0	0	0	0

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成業務

長期借入金について 462 億円を確実に償還する。

また、債務返済に関する試算を毎年度行い、中長期計画に基づく償還計画額と当年度実績額の検証結果とともに公表する。

1) 予算

令和 8 年度～令和 14 年度予算

(水源林勘定)		(単位：百万円)
区 分	金 額	
収 入		
国庫補助金等	179,585	
長期借入金	26,600	
業務収入	13,914	
業務外収入	2,359	
計	222,458	
支 出		
業務経費	144,604	
造林事業関係経費	143,904	
東日本大震災復旧・復興水源林業務経費	700	
借入金償還	46,204	
支払利息	7,321	
一般管理費	5,502	
人件費	24,509	
業務外支出	140	
計	228,279	

(注 1) 長期借入金は、国庫補助金等に見合う額を計上した。

(注 2) 収入外の資金として前中長期目標期間繰越積立金等を活用するため、収入と支出が一致しない。

(注 3) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2) 収支計画

令和8年度～令和14年度収支計画

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	20,930
経常費用	20,930
分収造林原価	350
販売・解約事務費	7,779
水源環境林業務費	259
復興促進業務費	70
一般管理費	2,194
人件費	4,373
財務費用	5,904
雑損	0
収益の部	20,585
経常収益	20,585
分収造林収入	916
販売・解約事務費収入	7,779
繰延補助金等（資産）戻入	91
国庫補助金等収益	9,311
水源環境林負担金収入	26
賞与引当金見返に係る収益	300
財務収益	0
雑益	2,161
純利益	▲345
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	3,072
総利益	2,727

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3) 資金計画

令和8年度～令和14年度資金計画

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	234,045
業務活動による支出	180,951
投資活動による支出	140
財務活動による支出	46,204
次期中長期目標期間への繰越金	6,750
資金収入	234,045
業務活動による収入	146,250
補助金収入	130,117
収穫等収入	13,819
その他の収入	2,315
投資活動による収入	140
財務活動による収入	76,068
前期中長期目標期間からの繰越金	11,586

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(3) 森林保険業務

森林保険に係る積立金については、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、毎年度、その規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。

また、森林保険業務の安定的な運営のため、第2の3(2)に基づく効果的な加入促進等に取り組み、保険料収入の安定確保を図る。

1) 予算

令和8年度～令和14年度予算

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
業務収入	12,351
業務外収入	11
計	12,362
支 出	
人件費	2,471
保険金	6,700
業務経費	4,092
一般管理費	1,171
業務外支出	0
予算差異	▲2,071
計	12,362

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2) 収支計画

令和8年度～令和14年度収支計画

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	14,451
経常費用	14,451
人件費	2,494
支払保険金	6,700
業務費	4,512
一般管理費	745
財務費用	-
雑損	0
収益の部	12,657
経常収益	12,657
保険料収入	11,141
支払備金戻入	44
責任準備金戻入	263
繰延物品受贈額（資産）戻入	1
財務収益	1,208
雑益	0
純利益	▲1,794
総利益	▲1,794

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3) 資金計画

令和8年度～令和14年度資金計画

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	25,616
業務活動による支出	14,409
投資活動による支出	6,800
財務活動による支出	-
次期中長期目標期間への繰越金	4,407
資金収入	25,616
業務活動による収入	12,351
投資活動による収入	6,800
財務活動による収入	-
前期中長期目標期間からの繰越金	6,465

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(4) 特定中山間保全整備事業等

長期借入金について、12億円を確実に償還する。

1) 予算

令和8年度～令和14年度予算

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
政府交付金	282
業務収入	1,194
業務外収入	10
計	1,486
支 出	
借入金償還	1,197
支払利息	34
一般管理費	162
人件費	297
業務外支出	129
計	1,818

(注1) 収入外の資金として前中長期目標期間繰越積立金等を活用するため、収入と支出が一致しない。

(注2) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2) 収支計画

令和8年度～令和14年度収支計画

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	619
經常費用	619
一般管理費	168
人件費	296
財務費用	34
雑損	121
収益の部	325
經常収益	325
繰延補助金等（資産）戻入	3
国庫補助金等収益	263
賞与引当金見返に係る収益	15
退職給付引当金見返に係る収益	9
割賦利息収入	34
財務収益	0
雑益	2
純利益	▲ 293
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	300
総利益	7

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3) 資金計画

令和8年度～令和14年度資金計画

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,225
業務活動による支出	965
投資活動による支出	8
財務活動による支出	1,197
次期中長期目標期間への繰越金	3,055
資金収入	5,225
業務活動による収入	1,478
政府交付金収入	282
負担金・賦課金収入	1,159
その他の収入	37
投資活動による収入	8
財務活動による収入	0
前期中長期目標期間からの繰越金	3,739

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2 短期借入金の限度額

(1) 研究・育種勘定

13億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入の遅延等に対応するため

3 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、引き続き、保有の必要性を不断に見直し、必要性が認められないものは、不要財産として国庫納付等を計画的に行うこととする。

4 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

水源林勘定及び特定地域整備等勘定

成城宿舎（世田谷区）について、国庫納付に向けて関係機関と調整を行う。

5 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

(計画対象面積の上限)

91,000ha

6 剰余金の使途

(1) 研究・育種勘定

剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費等に充当する。

(2) 水源林勘定

剰余金は、借入金利息等に充当する。

(3) 特定地域整備等勘定

剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。

7 積立金の処分

前期中長期目標期間の最終年度において、通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額について、森林研究・整備機構法に定める業務の財源に充てる。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制の充実・強化

森林機構の「内部統制の基本方針」に基づき、理事長のリーダーシップの下、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用を図る。

各種リスクの発生防止及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図り適正な業務の実行を確保するため、リスク管理委員会においてリスクの洗い出しを実施し、必要に応じてリスク管理計画を見直すなど、PDCA サイクルを確実に実行することにより、リスク管理の強化を図る。

また、監事及び監査法人等との連携強化を図りつつ、内部監査を効率的・効果的に実施する。

(2) コンプライアンスの推進

役職員は、森林機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」等を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。

このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、PDCA サイクルの取組を徹底するなどにより、法令遵守・倫理保持に対する役職員の意識の向上を図り、コンプライアンスの確保を図る。

(3) 研究セキュリティ・インテグリティの確保

オープンサイエンスに対応し、研究の信頼性と安全性の確保を確実なものとするため、「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（令和 6 年 3 月 29 日関係府省申合せ）等の政府方針に基づき、整備した規程類を確実に運用するとともに

に、必要に応じて規程の制定や改定を行い、研究セキュリティ・インテグリティの実効的な取組を推進する。

(4) 情報公開の推進

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切に情報を公開する。

森林保険業務に関する情報の公開では、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況等を参考に実施する。

(5) 情報セキュリティ対策の強化

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」等に沿った情報セキュリティ対策を実施する。

また、研修や訓練等を通じて役職員に対する情報セキュリティ意識の向上・啓発を図り、個人情報の保護も含めた情報セキュリティの確保を図る。

さらに、森林機構内各組織間の連携を強化し、情報共有を密にすることにより、機構全体における情報セキュリティレベルの向上を図る。

(6) 環境対策の推進

環境目標及び実施計画を作成し、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネ化（改修）や、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とするなどの取組を通じて環境負荷低減を図るとともに、化学物質、生物材料等の適正管理等により、環境への影響に配慮する。

(7) 安全管理の推進

労働災害や事故の未然防止に努め、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に実施する。

水源林造成業務では造林者等、森林保険業務では業務委託先の労働安全衛生が確保されるよう、指導を徹底する。

2 業務実施体制の見直し

森林・林業・木材産業分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成や森林保険という性質の異なる 3 つの業務を包括する機関としての強みを活かして森林機構全体として社会的ニーズや国の政策に応じた課題を解決する能力の最大化を図り、その責務を果たしていくため、本部機能の強化や管理業務の集約化に向けた検討及び条件整備などを進める。

3 施設及び設備に関する計画

研究開発用施設は、その多くが基盤整備後から相当の期間が経過しており、深刻な老朽化が進んでいる状況である。このため、施設、設備について、新たな研究開発の

推進や原種苗木の安定的な生産の推進の観点も踏まえたそれぞれの必要性・緊急性を考慮しつつ、重点化や集約化などについても検討し、森林機構が有する能力を発揮する上で必要不可欠な更新・整備を長期的な視点から計画的に推進する。

また、農林水産省木材利用推進計画（平成22年12月農林水産省策定、令和4年4月改定）に基づき、木材利用を推進する。

苗畑、実験林、樹木園や試験地等について、計画的な管理経営と活用に必要な整備を行う。

研究開発用施設の整備・改修等の予定額：20±ε 億円

（注）「ε」は、各年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費。

4 人事に関する計画

（1）人材の確保・育成

ITの進展など社会情勢が変化しつつある中であっても、研究開発、水源林造成、森林保険の各業務に求められる専門性等を踏まえつつ、森林機構全体として業務を効率的かつ効果的に推進できるよう、必要な人材を確保・育成し、職員の適切な配置等を実施する。

職員の採用に当たっては、新卒者の採用に加え必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用や、国、民間企業、団体等との交流を図るなどにより、必要な人材の確保に努める。

このうち研究職員については、基礎から応用にわたる研究開発を支え、成果の創出・イノベーションを推進するため、多様な人材の確保に努めるとともに、テニユアトラック型の採用等を推進することにより、必要な人材を育成しつつ確保を図る。

人材の育成に当たっては、職員個人の資質や経歴、年齢、キャリアパスを考慮しつつ、階層や専門に応じた各種研修を実施するとともに、業務に有用な各種資格を計画的に取得できるよう支援を行うなど、各業務の特性に応じた高度な専門知識の習得や管理能力の向上に努める。また、社会ニーズを把握し、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材の育成に努める。

なお、職員採用事務や各種研修等については、森林機構内で連携して実施するなどの効率化を検討することとし、可能なところから実施する。

人件費の推移や組織の合理化等を踏まえた計画的な人員体制の見直し・合理化を進める。

（2）人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。

研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体等関係機関との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の研究開発成果の最大化に係る活動並びに森林機構の管理・運営業務等の実績を十分に勘案して行う。また、一般職員等については、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切

に処遇へ反映させる。

(3) 役職員の給与水準等

役職員の報酬・給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支給水準とし、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。

5 ダイバーシティの推進

ワークライフバランスに配慮した多様な働き方が可能な勤務形態の充実、キャリアカウンセリング等の機会の幅広い提供により、多様な人材が、それぞれの能力を存分に発揮できる職場環境の充実を図る。また、引き続き男女共同参画を推進する。すべての職員がダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するための研修、セミナー等を実施するとともに、森林機構内だけでなく地域社会・関係機関と連携協力して、ダイバーシティ社会の実現に向けて取り組む。

6 広報活動の推進

新たな木材需要の創出や森林の整備・保全に係る研究成果、優良品種の活用や水源林造成及び森林保険の重要性等に関する情報の発信を推進する。また、森林の持つ様々な機能の重要性について幅広い世代の国民の理解を醸成し、将来の人材の確保・育成にも資するよう広報活動を実施する。

情報発信に際しては、受け手の多様性や利用者の使いやすさを考慮し、各業務の特性並びに広報の目的に応じて適切な手段を検討し、プレスリリース、ウェブサイト、SNS 及び広報誌等の最適なメディアを戦略的・効果的に活用する。また、シンポジウム及び展示会への出展等により積極的に広報活動を行う。

令和7年度 森林保険審査の第三者委員会審査概要

1 概要

国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う水源林造成事業の森林保険契約に係る損害評価事務について、外部有識者により損害実地調査、損害の認定及び保険金の額が妥当であるかについて審査を行った。

2 開催日時及び場所

日 時：令和8年2月13日（金）15：00～16：45

場 所：森林保険センター会議室

3 出席者

（委員）

川村篤志法律事務所 弁護士 川村 篤志

東京農工大学大学院 農学研究院 教授 白木 克繁

（一社）日本森林技術協会 森林保全第二グループ長 宮下 洋平

（オブザーバー）

（国研）森林研究・整備機構 監事 渡邊 寿美恵

（森林保険センター）

森林保険センター 所長 安高 志穂

森林保険センター 審議役 山崎 敬嗣

森林保険センター 保険業務部長 津脇 晋嗣

（事務局）

森林保険センター リスク管理室長 野間 一宏

森林保険センター 保険業務課長 米井 理香

4 結果

- ・ 委員の互選により白木克繁氏を委員長に選出した。
- ・ 事務局より、水源林造成事業対象地における災害種別森林保険の損害填補状況等について説明をした。
- ・ 令和7年2月から令和8年1月までに水源林造成事業に対して保険金支払のあった100件（うち、6件不填補）のうち、災害種毎に最も支払保険金の多い契約（4件）の中から支払保険金の上位3事例と、委員が選出した3事例の計6事例について審査を行った。

その結果、損害実地調査、保険金の額等に関して指摘すべき問題点はなく、適正に処理されており妥当であるとされた。

今後の主な会議・行事予定について

日付	研究	整備	保険	行事名	場所等
3月10日～ 11日	○	○		令和7年度近畿北陸・中国地方業務連絡会	関西支所（京都市） （主催：関西支所）
3月13日	○			令和7年度 特用林産に関する情報交換会	森林総合研究所 （共催：林野庁、森林総合研究所）
3月13日	○	○		東北国有林森林・林業技術協議会	東北森林管理局（秋田市） （主催：東北支所）

主要行事（令和8年2月6日～令和8年3月5日）

月 日	行 事 内 容	出 席 者
2月6日(金)	【共】理事会	理事長、各理事、森林保険センター所長、両監事
〃	【研】会計実地検査	
10日(火)	【研】気候変動適応に関する研究機関連絡会議	研究担当理事
12日(木)	【研】WOODコレクション(モクコレ)2026視察	企画・総務・森林保険担当理事、法令遵守担当理事
〃	【研】森林総合研究所監事監査	監事
13日(金)	【共】森林総合研究所等コンプライアンス推進委員会	企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事、法令遵守担当理事
〃	【研】無人航空機管理委員会	企画・総務・森林保険担当理事
〃	【保】森林保険審査の第三者委員会	森林保険センター所長、監事
16日(月)	【研】国立研究開発法人協議会 コンプライアンス専門部会 役員級意見交換会	企画・総務・森林保険担当理事
17日(火)	【保】森林保険センターコンプライアンス推進委員会	企画・総務・森林保険担当理事、法令遵守担当理事、森林保険センター所長
18日(水)	【研】森林総合研究所監事監査	監事
19日(木)	【研】環白神エコツーリズム推進協議会視察対応	理事長
〃	【研】個人情報保護研修	企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、法令遵守担当理事
20日(金)	【研・育】森林総合研究所等リスク管理委員会	研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事
〃	【研】森林総合研究所監事監査	監事
24日(火)	【研】環境三所連絡会議	理事長、研究担当理事
25日(水)	【共】ダイバーシティ推進委員会	企画・総務・森林保険担当理事、法令遵守担当理事
〃	【研】森林総合研究所監事監査	監事
26日(木)	【研・育】研究推進評価会議	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事、法令遵守担当理事
〃	【保】森林保険センター統合リスク管理委員会	企画・総務・森林保険担当理事、森林保険センター所長
27日(金)	【研・育】研究企画・運営会議	理事長、企画・総務・森林保険担当理事、研究担当理事、育種事業・森林バイオ担当理事
〃	【研】独立行政法人労使懇談会	企画・総務・森林保険担当理事
〃	【研】食と農の科学館 リニューアルお披露目会	研究担当理事
〃	【研】森林総合研究所監事監査	監事
3月2日(月)	庁議	理事長
〃	【研】入札監視委員会	企画・総務・森林保険担当理事
4日(水)	【保】森林保険センター統合リスク管理委員会	企画・総務・森林保険担当理事、森林保険センター所長
〃	【育】林木育種センター監事監査	監事

※【研】:森林総合研究所、【育】:林木育種センター、【整】:森林整備センター、【保】:森林保険センター、【共】:共通の行事の略

森林総合研究所が広報普及した主な研究成果等について

○ 前月以降公開済の研究成果

	広報タイトル	研究者・担当者名	掲載誌名	論文公開時期	備考
1	ツシヤママメコ再確認の下島、シカ影響の低い地域に集中	ヤマガワヒロミ 山川 博美 九州支所	Journal for Nature Conservation	2026/1	
2	豪雨をもたらす雨雲を調べる新たな地上観測装置—スマートレインサンプラーの開発—	かへや 直記 壁谷 直記 九州支所	水文・水資源学会誌	2026/2	プレスリリース
3	直接観察とDNAメタバーコーディング解析で明らかになったケナガネズミによる海岸性植物や動物の餌利用とロードキルリスク ～海沿いのドライブも気を付けて～	コカ ノブヒコ 小高 信彦 九州支所	哺乳類科学	2026/2	プレスリリース
4	乾燥常緑林の蒸散量はエルニーニョによる極端な乾燥から素早く回復した	イダ シンイチ 飯田 真一 北海道支所	Agricultural and Forest Meteorology	2026/1	

○ 最近のシンポジウム・イベント

	名称	担当	主催等	開催場所	開催日	備考
1	森林講座 赤トンボの知られざる旅 一息地のつながりを理解しようー	森林総合研究所 多摩森林科学園	森林総合研究所	多摩森林科学園 森の科学館 (八王子市)	2月5日(木)	
2	WOODコレクション(モクコレ) 2026	森林総合研究所	東京都 WOODコレクション実行委員会	東京ビッグサイト西1・2ホール (江東区)	2月12日(木)～ 13日(金)	
3	森林産業コミュニティ・ネットワーク(FICoN)第15回ウェブ検討会 ～林業・木材産業における労働安全の取組～	森林総合研究所	森林産業コミュニティ・ネットワーク(FICoN) 森林総合研究所	オンライン	2月16日(月)	
4	北海道地域公開講演会	北海道支所 北海道育種場 北海道水源林整備事務所	北海道支所 北海道育種場 北海道水源林整備事務所	北海道大学 学術交流会館 小講堂 (札幌市)	2月16日(月)	
5	水夜サイエンスカフェ	森林総合研究所	つくばサイエンスツアーオフィス 一般財団法人茨城県科学技術振興財団	つくばセンタービル内c o-en	2月18日(水)	